

『硜餘叢考』 訓譯卷十四

中 石 大 栗 佐 田
林 井 兼 栖 藤 中
史 靖 健 亞 良
朗 朗 寬 矢 明
良

今回は、第十四卷を登載させて頂く事となった。水先案内人たる筆者の退職を一年後に控え、實際の作業と公刊とのタイムラグについて、些か経緯を述べさせて頂く。

現在『硜餘叢考』の訓譯作業は、筆者を含め僅か4名で細々と続け、既に卷二十四を訓譯中であるが、實際の公刊は卷十四であり、その爲に作業と公刊との間には十卷分のタイムラグが存在する。この事は時間に換算すれば、略十年のタイムラグとなる。それは、掲載雑誌に於ける投稿枚数制限等に起因するものであり、決して作業者達の意圖したものではないが、結果としてこの様な長時間のタイムラグが生じたのである。故に、作業者の現職は、後に示すが如きであるが、實際の作業に関わった當時は、全て學部生や大學院生時代であり、本訓譯は、將に若き學徒達の努力の産物であ

ると言えるのである。

擔當者の現職を顧るに付け、時間の経過の長さに忸怩たる想いを持つと同時に、學窓を旅立つた後に、各々然るべきポジションに就かれた事は、水先案内人としてこの上ない喜びを感じるのではあるが、その喜びを感じずれば感ずるほど、當時の諸士の努力が筆者の腦裏をかすめ、その努力に報いる爲にも、何とかタイムラグを縮める方策は無いかと、試行錯誤を繰り返すこの頃である。

事情を御存じない方々からすれば、「纏めて掲載してくれる雑誌を捜せば済む話ではないか」との御指摘も有るが、必ずしもそうは行かぬ理由が有る。前號の序文で述べた如く本訓譯作業は、本學科の善き傳統である課外讀書會の流れを汲む營爲の研鑽の一端であれば、その成果は、當然本學科が主體となつてゐる學術學會「漢學會」の定期刊行學術雜誌である本誌に投稿するのが筋であり、同時にそれが作業者の責務でもあると考えてゐる。あまり「筋」「筋」などと言ふと嫌われる事は十分承知してはいるが、それでも、己に水を與え育ててくれた井戸に對しては、感謝と恩義の念を持ち續けて生きたいと思つてゐる。

昭和を生きた老殘の水先案内人には、この惱ましいタイムラグを縮めるアイデアが簡単に捻り出せそうもない。平成から新たな元號への移行期に當り、何か良きアイデアをお持ちの方々には、是非御示教賜りたく切に熱望するものである。

尚、この卷十四を擔當された諸士は、石井靖朗（現、アレセイア湘南中學高等學校非常勤講師）・大兼健寛（現、たちばな學園専任講師）・栗栖亞矢子（現、駿臺學園高等學校非常勤講師）・佐藤良（現、埼玉縣立上尾高等學校教諭）・田中良明（現、大東文化大學東洋研究所准教授）の五人（五十音順）である。

【原文】

1 金史

金史原有成書修史時又參以劉祁歸潛志元好問野史故文筆最簡潔然亦有過於簡略者衛紹王本紀贊云衛紹王被弑後記注亡失元中統三年王鶚采當時詔令又金有令史寶祥年九十餘詢之得二十餘條又禮部尚書楊雲翼日錄四十餘條陳老日錄二十餘條又有金女官所紀資明夫人授璽事因此數種編成是衛紹王紀本屬事後追述宜其疎略其他則各有原文應亦詳備乃本紀天會三年宋徽宗內禪欽宗即位七年宋高宗爲苗劉所廢傳位太子改元明受此皆鄰國大事而金史竟不書豈援春秋列國不赴告則不書之例耶十年劉豫徙居於汴京此又本國之大事十一月宋潘致堯南還言金欲遣重臣以取信宋乃命韓肖胄等使金此爲兩國議和之始亦皆不書劉豫僭位後與宋交兵此於金無涉不書可也天會十二年金齊合兵入宋韓世忠擊敗之於大儀嶺論者以此舉爲宋中興武功第一金史亦不書十五年王倫還宋言金許還梓宮及太后天眷三年王倫受地於金得東西南三京及陝西京西之地此亦金國大事徒以不逾時即悔前議拘執王倫遂并此事亦不書則王倫又何爲被執乎歸地之後復興兵取故地命兀朮趨汴撤離喝趨陝據宋史則有劉錡順昌之捷岳飛郾城蔡州穎昌朱仙鎮之捷韓世忠淮陽軍之捷王德宿州之捷吳玠李師顏等扶風之捷王德青谿之捷諸將以奉詔班師遂復失故地而金史皆不書但云秋七月宗弼遣使奏河南陝西捷其明年兀朮復興兵則有楊沂中劉錡等柘皋之捷王德昭關之捷李顯忠舒城之捷金史亦皆不書但云兀朮遣使奏捷秋和議成兀朮以便宜書准爲界而其時所定歲奉銀二十五萬兩絹二十五萬匹亦國中一大事也亦皆不書無乃太簡乎慶山奴即承立也乃傳中忽云慶山奴忽云承立竟似兩人又張覺既列於逆臣傳矣其子張僅言在世宗朝終始一節恩禮兼至何妨另人列傳乃次於覺傳之後竟似逆黨附人者又韓慶民盡節於遼其妻又盡節於慶民則應編

入遼史乃反載入金史此編次之失檢也又按宋史岳飛劉錡吳玠等傳兀朮用兵皆與韓常俱如富平之敗韓常拔兀朮於重圍中仙人關之戰兀朮陳於東韓常陳於西順昌之敗韓常以大將亦被枷責柘皋之戰王德先敗韓常軍於昭關金史宗弼等傳內亦錯見其事又高福昌傳許州都統韓常用法嚴遣吏送囚于汴或道亡監吏懼法乃盡殺之以滅口則韓常者固金朝一大將曆有戰功自應專立一傳乃金史竝無其人此又編輯之疎漏也至其書法之直筆則有可取者凡本朝人修前代史其於前代與本朝交涉事必多迴護乃元人修金史如完顏陳和尚傳敘太昌原之戰陳和尚以騎四百破元兵八千楊沃衍傳野豬嶺德安寨之戰力破元兵禹顯傳扼龍豬谷攻元兵獲元帥韓光國等皆直敘不諱此猶存古法也

【校異】

○三—湛貽堂本是「二」に作る。

【書き下し】

金史

金史は原より成書有るも、修史の時又參ずるに劉祁の歸潛志・元好問の野史を以てし、故に文筆最も簡潔なり。然れども亦た簡略に過ぐる者有り。衛紹王本紀の贊に、「衛紹王弒せられし後、記注亡失す。元の中統三年、王鶚當時の詔令を采る。又金に令史寶祥有り、年九十餘、之に詢ひて二十餘條を得。禮部尙書楊雲翼の日録に四十餘條、陳老の日録に二十餘條又り。又金の女官紀す所の資明夫人璽を授けらるの事有り。此の數種に因り編成す。」と云ふ。是れ衛紹王紀は本より事後の追述に屬せば、宜なり其の疎略なるは。其の他は則ち各々原文有れば、應に亦た詳備すべし。乃るに本紀に、天會三年、宋の徽宗内禪し、欽宗位に即き、七年、宋の高宗苗・劉の廢する所と爲り、位を太子に傳へ、明受

と改元するは、此れ皆鄰國の大事。而るに金史竟に書かざるは、豈に春秋に列國 赴告せざれば則ち書せざるの例を援くか。十年、劉豫徙りて汴京に居るは、此れ又本國の大事にして、十一月、宋の潘致堯 南に還り、金は重臣を遣り以て信を取らんと欲す、と言ひ、宋は乃ち韓胄等に命じ金に使せしむるは、此れ兩國和を議するの始め爲るに、亦た皆書かず。劉豫僭位の後、宋と兵を交はすは、此れ金に於いて涉る無くんば、書せざるも可なり。天會十二年、金・齊兵を合して宋に入り、韓世忠之を大儀鎮に擊敗するは、論する者此の擧を以て宋中興の武功第一と爲すに、金史は亦た書かず。十五年、王倫 宋に還り、金 梓宮及び太后を還すを許す、と言ひ、天眷三年、王倫地を金に受け、東・西・南三京及び陝西・京西の地を得るは、此れ亦た金國の大事、徒だ時を逾さず即ち前議を悔ゆるを以て王倫を拘執するも、遂に並びに此の事も亦た書せざれば、則ち王倫は又何爲れぞ執へらるか。歸地の後、復た兵を興し故地を取るに、兀朮に命じて汴に趨かしめ、撒離喝をして陝に趨かしむ。宋史に據れば則ち劉錡 順昌の捷、岳飛 鄆城・蔡州・潁昌・朱仙鎮の捷、韓世忠 淮陽軍の捷、王德 宿州の捷、吳玠・李師顔等 扶風の捷、王德 青谿の捷有り、諸將以て詔を奉じ師を班け、遂に失ひし故地を復す。而るに金史は皆書かず、但だ、「秋七月、宗弼 使を遣りて河南・陝西の捷を奏す。」と云ふのみ。其の明年、兀朮復た兵を興せば、則ち楊沂中・劉錡等 柘皋の捷、王德 昭關の捷、李顯忠 舒城の捷有るに、金史は亦た皆書かず、但だ、「兀朮 使を遣りて捷を奏し、秋、和議成り、兀朮 便宜を以て畫して淮を界と爲す。」と云ふのみ。而して其の時定むる所の歲奉銀二十五萬兩・絹二十五萬匹も、亦た國中の一大事なるに、亦た皆書せざるは、無乃ろ太簡ならんや。慶山奴は即ち承立なり。乃るに傳中に忽ち慶山奴と云ひ、忽ち承立と云へば、竟に兩人に似る。又、張覺既に逆臣傳に列せらるも、其の子 張僅言、世宗朝に在りて一節を終始し、恩禮兼ねて至るれば、何ぞ另けて列傳に入るを妨げんや。乃るに覺傳の後に次げば、竟に逆黨附入せし者に似る。又、韓慶民 節を遼に盡くし、其の妻も又 節を慶民に盡くせば、則ち應に遼史に編入すべきに、乃るに反て金史に載入す。此れ編次の失檢なり。又、宋史

岳飛・劉錡・吳玠等の傳を按るに、兀朮兵を用ふるに皆韓常と俱にすること、富平の敗に、韓常兀朮を重圍中より抜き、仙人關の戰に、兀朮東に陳し、韓常西に陳し、順昌の敗に、韓常大將なるを以て亦た枷責せられ、柘皋の戰に、王德先に韓常の軍を昭關に敗るが如し。金史宗弼等の傳内にも亦た其の事を錯見す。又、高福昌傳に、許州の都統韓常法を用ふるに嚴たり、吏を遣りて囚を汴に送るに、或いは道に亡へば、監吏法を懼れ、乃ち盡く之を殺し以て口を滅す、と。則ち韓常なる者は、固より金朝の一大將、曆く戰功有れば、自ら應に専ら一傳を立つべきに、乃ち金史並びに其の人無し。此れ又編輯の疎漏なり。其の書法の直筆なるに至りては、則ち取る可き者有り。凡そ本朝の人の前代の史を修すに、其の前代と本朝と交渉するの事に於いて必ず多く廻護す。乃るに元人金史を修すに、完顔陳和尚傳に、太昌原の戰を敘して、陳和尚騎四百を以て元兵八千を破る、とし、楊沃衍傳に野豬嶺德安寨の戰に、力めて元兵を破る、とし、禹顯傳に、龍豬谷を扼へ、元兵を攻め、元帥韓光國等を獲、とするが如く、皆直敘して諱まず。此れ猶ほ古法を存するなり。

【語注】

○金史は原よ……本條は『廿二史劄記』卷二十七の金史・金史失當處に類似の文が見られる。○劉祁の歸潛……劉祁は金人劉從益の子、字は京叔。『金史』卷一百二十六、列傳第六十四、文藝傳下に傳有り。本傳に「值金末喪亂、作『歸潛志』以紀金事、修金史多採用焉。」と有る。歸潛志は、『續通志』卷一百六十、藝文略五、諸子類第六、小説、瑣事に「歸潛志十四卷、元劉祁撰」と著録有り。○元好問の野……元好問は金人元德明の子、字は裕之。『金史』卷一百二十六、列傳第六十四、文藝傳下に傳有り。本傳に「晚年尤以著作自任、以金源氏有天下、典章法度幾及漢・唐、國亡史作、已所當任。時金國實錄在順天張萬戶家、乃言於張願爲撰述、既而爲樂夔所沮而止。好問曰『不可令一代之跡泯而不傳。』」

乃構亭於家、著述其上、因名曰野史。凡金源君臣遺言行採摭所聞、有所得輒以寸紙細字爲記錄、至百餘萬言。今所傳者有中州集及壬辰雜編若干卷。年六十八卒。纂修金史、多本其所著云。」と有る。○衛紹王本紀……衛紹王は金の第七代皇帝。諱は永濟、世宗の第七子。『金史』卷十三 本紀第十三、衛紹王本紀に傳有り。本紀の贊に「衛紹王政亂於内、兵敗於外、其滅亡已有徵矣。身弑國蹙、記注亡失、南遷後不復紀載。皇朝中統三年、翰林學士承旨王鶚有志論著、求大安・崇慶事不可得、采摭當時詔令。故金部令史寶祥年八十九、耳目聰明、能記憶舊事。從之得二十餘條。司天提點張正之寫災異十六條・張承旨家手本載舊事五條・金禮部尚書楊雲翼日錄四十條・陳老日錄三十條、藏在史館。條件雖多、重複者三之二。惟所載李妃・完顏匡定策、獨吉十家奴兵敗、紇石烈執中作勤、及日食・星變・地震・氣祲、不相背蓋。今校其重出、刪其繁雜。章宗實錄詳其前事、宣宗實錄詳其後事。又於金掌奏目女官大明居士王氏所紀、得資明夫人援璽一事、附著于篇、亦可以存其梗概云爾。」と有る。但し、「資明夫人援璽一事」について同本紀至寧元年（西曆一二二三年）八月の條は「壬辰、……胡沙虎以兵入宮、盡逐衛士、代以其黨、自稱監國都元帥。癸巳、逼上出宮、以素車載至故邸、以武衛軍二百人錮守之。尚宮左夫人鄭氏爲内職、掌寶璽。聞難、端居璽所待變。胡沙虎遣黃門入收璽、鄭曰『璽、天子所用。胡沙虎人臣、取將何爲。』黃門曰『今天時大變、主上猶且不保、況璽乎。御侍當思自脫計。』鄭厲聲罵曰『若輩宮中近侍、恩遇尤隆、君難不以死報之、反爲逆豎奪璽耶。我死可必、璽必不與。』遂瞑目不語。黃門出、胡沙虎卒取宣命之寶。」と「尚宮左夫人鄭氏」に作る。一方で、同卷十六、本紀第十六、宣宗本紀下の元光二年（西曆一二二三年）十二月の條に「庚寅、上崩于寧德殿、壽六十有一。上疾大漸、暮夜、近臣皆出、惟前朝資明夫人鄭氏年老侍側。上知其可託、詔之曰『速召皇太子主後事。』言絕而崩。夫人祕之。是夜、皇后及貴妃龐氏問安寢閣。龐氏陰狡機慧、常以其子守純年長不得立、心鞅鞅。夫人恐其爲變、即給之曰『上方更衣、后妃可少休他室。』伺其入、遽鑰之、急召大臣、傳遺詔立皇太子、始啓戶出后妃、發喪。」と有る。衛紹王本紀の贊を案するに、或いはこの「前朝資明夫人鄭氏」は衛紹王の

「尙宮左夫人鄭氏」か。○秋七月宗弼……『金史』卷四、本紀第四、熙宗本紀、天眷三年秋七月乙卯の條。○兀朮使を遣……『金史』卷四、本紀第四、熙宗本紀、皇統元年に「三月己未、上宴羣臣于瑤池殿、適宗弼遣使奏捷、侍臣多進詩稱賀。……。是秋、蝗。都元帥宗弼伐宋、渡淮。以書讓宋、宋復書乞罷兵。宗弼以便宜畫准爲界。」と有る。○慶山奴は即……慶山奴は金の宗族、末帝承麟の從兄弟。『金史』卷一百十六、列傳第五十四に承立傳に傳有り。本傳に「内族慶山奴名承立、字獻甫。統軍使拐山之子、平章白撒之從弟也。……。至寧初、宣宗自彰德赴闕、慶山奴迎見于臺城。宣宗喜、遣先還中都觀變。宣宗既即位、以承立爲西京副留守。」と有る。○韓慶民節を……『金史』卷一百三十、列傳第六十八、列女傳に韓慶民妻の傳有り。○乃るに元人……以下全て『金史』卷一百二十三、列傳第六十一、忠義傳三の各本傳に「〔正大〕五年、北兵入大昌原。平章合達問誰可爲前鋒者、陳和尚出應命。先已沐浴易衣、若將就木然者、擐甲上馬不反顧。是日、以四百騎破八千衆、三軍之士踴躍思戰、蓋自軍興二十年始有此捷。奏功第一、手詔褒諭、授定遠大將軍・平涼府判官、世襲謀克。一日名動天下。」〔元光元年正月、遙授中京留守。六月、進拜元帥右監軍、仍世襲納古胡里愛必刺謀克。二年春、北兵游騎數百掠延安而南。沃衍率兵追之、戰于野豬嶺、獲四人而還。俄而兵大至駐德安寨、復擊走之。未幾、大兵攻鳳翔還、道出保安。沃衍遣提控完顏查刺破于石樓臺。前後獲馬二百・符印數十。詔有司論賞。〕〔元光二年四月、大帥達兒解・按察兒攻河東、張開遣顯扼龍猪谷、夾攻敗之、擒元帥韓光國、獲輜重甲仗甚衆、追至祁縣而還、所曆州縣悉復之。〕と有る。

【現代語譯】

『金史』には元々成書されたもの（國史）が有ったが、編修される時に又、劉祁の『歸潛志』と元好問の『野史』を參考としたので、その文章の書きようは最も簡潔である。しかし、簡略過ぎる箇所も有る。衛紹王本紀の贊に、「衛紹王

が弑殺された後、その一代に關する記録は失われた。元の中統三年に、王鶚が當時の詔令を採取した。又、金に令史の寶祥という九十餘歳の者がいたので、これに尋ねて二十餘條を得た。禮部尚書の楊雲翼の日記から四十餘條、陳老の日記から二十餘條（得たものが）有る。又、金の女官が、資明夫人が璽を授けられて守った事を記録していたものも有る。これら數種（の資料）に因って（衛紹王本紀は）編纂されたのである。」と言っている。（この様に）衛紹王本紀は、元々事後の追述であるから、その（記述が）疎略であるのも尤もなことである。（しかし）その他（の記述）は、それぞれ原文が有るのだから、詳しく記述を備えているべきである。だが、本紀について言えば、（金の）天會三年に、宋の徽宗は内禪し、欽宗が位に即き、七年に、宋の高宗が苗傅・劉正彦のために廢位されて、尊位を太子に傳え、明受と改元したことは、すべて鄰國の大事件である。しかし、『金史』がとうとう（この事を）書いていないというのは、『春秋』の（體例として）列國が赴告して來なければ史書に書かない、という例に依るものだろうか。（天會）十年に、劉豫が汴京に居を移したことは、金本國の大事件であつて、十一月に、宋の潘致堯が南宋に歸還し、「金は重臣である私を遣わすことで、信用を得ようとしています。」と言ひ、宋がそこで韓肖胄等に命じて金への使者としたことは、兩國が和睦を協議した始めであるのに、これもまたすべて（『金史』は）書いていない。劉豫が尊號を僭稱した後、宋と交戦したことは、金に關わる事ではないので、『金史』に）書いていなくても構わない。（しかし）天會十二年に、金と齊が軍を合わせて宋に侵入し、韓世忠がこれを大儀鎮で撃ち敗った事は、宋の歴史を論じる者が、このことを宋中興の武功第一としてゐるのに、『金史』はこれもまた書いていない。（天會）十五年に、王倫が宋に歸還し、「金は徽宗の柩と韋太后の返還を許しています。」と言ひ、天眷三年に、王倫が金から領地を受け、東・西・南三京と陝西・京西の地を得たことは、これもまた金國の大事件であり、ただし直ぐにこれらの事を後悔して王倫を拘束したが、そのままこの（金から地を受けた）事もまた（『金史』は）書いていないのでは、王倫はいったいどうしたからといって拘束されたの

だろうか。(金が宋に) 土地を返還した後、(金は) また兵を興して(宋の) 故地を奪い取るのに、兀朮に命じて汴に行かせ、撒離喝には陝西に行かせた。『宋史』に據れば、(この際に) 劉錡が順昌で戦勝し、岳飛が郾城・蔡州・穎昌・朱仙鎮で戦勝し、韓世忠が淮陽軍で戦勝し、王徳が宿州で戦勝し、吳璘・李師顔等が扶風で戦勝し、王徳が青谿で戦勝した事が有って、諸將は詔を奉じて軍隊を別け、そのまま(この度) 失った故地を恢復したのである。しかし、『金史』には全て書かれておらず、ただ、「秋七月、宗弼(兀朮) は使者を遣わして河南・陝西での戦勝を奏上した。」と言っているだけである。その翌年、兀朮がまた兵を興したので、楊沂中・劉錡等が柘皋で戦勝し、王徳が昭關で戦勝し、李顯忠が舒城で戦勝した事が有ったが、『金史』はすべて書いておらず、ただ、「兀朮は使者を遣わして戦勝を奏上し、秋、和議が成立し、兀朮は便宜的に淮水を國境と畫定した。」と言っているだけである。そして、その時に定められた毎年の奉銀二十五萬兩・絹二十五萬匹についても、國の一大事であるのに、これもまたすべて(『金史』には) 書かれていないというのは、なんとまあ簡略(に過ぎた記述) ではないか。慶山奴とは、つまり承立のことである。しかし、彼の傳中で、突然に慶山奴と言ひ、不意に承立と言っているので、まるで二人の人物がいるかのようである。又、張覺は既に逆臣傳に列せられているが、その子の張謹言は、世宗の代に在って終始一節を守り、その懷恩禮徳ともに至高のものであるのだから、どうして(父とは) 別に列傳を設けることが憚られようか。それなのに張覺傳の後に續けてしまえば、とうとう(張謹言までもが) 派閥を組んでの反逆に荷擔した者かのようである。又、韓慶民は節を遼に盡くし、その妻も又、節を韓慶民に盡くしたのだから、(その列傳は) 當然『遼史』に編入すべきであるのに、しかし反って『金史』に入れている。これは(『遼史』・『金史』) 編纂の誤りである。又、『宋史』の岳飛・劉錡・吳玠等の列傳を見て考えると、兀朮が兵を用いる時に、いつも韓常と一緒にすることは、富平の敗戦では、韓常は(宋軍に) 數重に包圍されている兀朮を助け出し、仙人關の戦では、兀朮は東に陣を布き、韓常は西に陣を布いており、順昌の敗戦では、韓常は大將

の位にあって敗戦の罪を責められ、柘皋の戦では、王徳は先に韓常の軍を昭關で敗った、としている等がその例である。『金史』の宗弼（兀朮）等の列傳の中にも、またその事を見ることが出来る。又、高福昌傳には、許州の都統である韓常は法を用いることが嚴格であり、役人を派遣して囚人を汗に送らせるのに、もし道中に囚人を逃がすことがあると、役人は法（に依る韓常の處罰）を恐れて、囚人をすべて殺して口封じをした、とある。つまり韓常という者は、元來金朝の一大將であり、曆とした戦功が有るのだから、自然當然として彼個人の一傳を立てるべきであるのに、『金史』はこれまたこの人物について記さない。これも又、『金史』の編輯が疎漏なのである。その書法の、事實を直接記して忌憚らない點については、素晴らしい箇所もある。一般に、本朝の人が前代の王朝の史書を編修する時には、その前代の王朝と本朝との（記述が）相渉る事件では、遠慮して（本朝を）擁護する箇所が多い。しかし、元人は『金史』を編修するのに、完顔陳和尚傳では、太昌原の戦について記して、「陳和尚は騎馬四百で元兵八千を破った。」としており、楊沃衍傳では、野豬嶺德安寨の戦で、「奮起して元兵を破った。」としており、禹顯傳では、「龍豬谷を制壓して、元兵を攻め、元の元帥である韓光國等を捕らえた。」としている様に、すべて直接記して憚ることがない。これは（史書を記すに際しての）古い態度が保持されているのである。

（田中良明）

【原文】

2 元史

元史列傳三十卷及三十一二卷已具載元末死事諸臣秦不華余闕等傳矣乃三十三卷以後又以開國時耶律楚材劉秉忠史天倪張柔張宏範等傳編入幾於前後倒置蓋元史本兩次修成洪武二年二月開局八月成書後又以順帝無實錄再遣使行天下搜採史事至

明年二月開局七月成書今三十二卷以前當是初次進呈三十三卷以後則第二次進呈者諸臣以太祖威嚴恐干煩瀆遂不敢請將前後兩書重加編訂耳期日迫促疏誤尤多列傳中第八卷之速不臺即第九卷之雪不臺第十八卷之完者都即二十卷之完者拔都三十七卷之石抹也先即三十九卷之石抹阿辛願甯人已嘗言之然不特此也直脫兒傳既詳載其從子忽刺出矣乃後又有忽刺出傳杭忽思傳既詳敘其子阿塔赤矣乃後又有阿答赤傳可見其匆遽不暇複校也又如木華黎博爾朮博爾忽赤老溫四人事太祖當時號爲撥里班曲律華言四傑也其後子孫爲四怯薛世領宿衛則四人之勤勤相等可知乃木華黎等三人皆有傳而赤老溫獨無按太宗本紀元年赤老溫帥師圍慶陽金移刺蒲阿來救圍始解六年太宗欲自將伐宋赤老溫請行許之由此以推則赤老溫亦非無事績可紀者乃獨遺之何也孟珙蒙達備錄謂先有蒙古斯國雄於北邊後絕衰滅「遼史有磨古斯國蓋即珙所稱蒙古斯磨蒙聲相近也又遼史撻不也傳阻卜酋長磨古斯來侵則磨古斯乃阻卜酋長之名」成吉思起事慕蒙爲雄國乃改稱大蒙古國此可見建國號之由而本紀亦不載續通鑑綱目嚴實據青崖峒其將李信乘實出殺其家屬降宋而嚴實傳但云有主義深者嘗害實族屬而不載李信其人賈良伯死節記謂余闕妻蔣氏從闕死而闕傳作耶律卜氏按張毅所記耶律卜氏乃闕妾也今以當其妻而反遺蔣氏亦屬疏漏按禮兒傳謂木華黎家所出玉璽楊桓辨其文曰受命于天既壽永昌而楊桓傳則曰受天之命既壽永昌一事也而何以岐互若此牀兀兒傳至大二年受封句容郡王武宗紀則以此事係於至大三年而仁宗紀延祐三年復載此事一事也而何以重複若此又如一乃蠻酋長也太祖本紀作太陽可汗塔塔統阿傳又作太敦可汗一博爾忽也本紀作博羅渾本傳作博爾忽一班珠尼河也本紀作班珠尼河速哥傳又作班朮居河一篤列河也雪不臺傳作篤列河速不臺傳又作禿刺河又拔都者本勇士之稱即今國語所謂巴圖魯也乃史天澤趙阿哥潘等傳則曰拔都拜廷傳則曰八都魯阿朮魯及苦徹傳則又曰拔都兒亦何其不畫一也詔令有用蒙古字者當時譯以漢字固不免近俗然既以入史自宜稍加改訂乃泰定帝登極一詔最爲村俗「另載史傳俗語條內」獨不可稍加潤色乎順帝本末德祐帝遺體德祐降元封瀛國公後學佛於土番娶邁來的有娠適明宗「和世疎」逃於漠北與瀛國善素邁來的爲妻遂生順帝見程克勤宋遺民錄及權衡所撰庚申帝大事記余應所撰合尊大師詩袁忠徹所撰符臺外集是皆元末明初人所共見聞者即元史本紀亦載文宗至順元年以順帝乳母

夫言明宗在日素謂長子非己子命翰林書其事於史館明年復召奎章閣學士虞集作詔播告中外順帝登極因此事撤去文宗廟主詔曰文宗私圖傳子乃構邪言謂朕非明宗子俾出居遐陬虞集傳亦見此事是則順帝之非明宗子當時已播人口故文宗崩後卜答失里后甯立明宗次子甯宗「名懿璘質班」而不立順帝迨甯宗天而順帝始立則庚申帝記所云未必無因作史者縱不便確指其故而於明宗后邁來的傳「史作邁來迪」亦何妨略見其由瀛國公歸於明宗之源委所謂疑以傳疑也乃竝不書豈以其不經耶然南史梁武帝納東昏妃七月生豫章王綵亦未嘗不書也又泰定帝后爲燕鐵木兒娶作夫人燕鐵木兒傳既載之而不罕后傳不言其事雖作史者意存忠厚然北史魏孝靜后再嫁楊惜爲妻亦未嘗不書也「按元制宮中稱皇后者甚多泰定后八不罕外尚有亦憐真八刺皇后忽刺皇后也速皇后卜顏怯里迷失皇后烈烈帖木兒皇后俱見表內作史時當是不知燕鐵木兒所娶者何后故不便書耳」

庚申帝大事記瀛國公降附後爲僧白塔寺中後徙甘州有趙王者憐之贈以回回女延祐七年四月十六日夜生一男明宗適過其地見寺上有龍文五采訪知其故因求爲子竝載其母歸 宋遺民錄瀛國公降後世祖妻以公主世祖夜夢金龍繞殿柱明日瀛國來朝正立所夢柱下世祖陰欲除之公主以告瀛國懼遂乞從釋號合尊大師 余應詩云皇宋第十六飛龍元朝降封瀛國公元君詔公尙公主時蒙賜宴明光宮酒酣舒指爬金柱化爲龍爪驚天容侍臣獻謀將見除公主夜泣沾酥胸幸脫虎口走方外易名合尊沙漠中是時明宗在沙漠締交合尊情頗濃合尊之妻夜生子明宗隔帳聞笙鏞乞歸行營養爲嗣皇考崩時年甫童文宗降詔移南海五年仍歸居九重至今兒孫主沙漠吁嗟宋德何其隆

西湖志餘虞集在文宗時草詔有曰明宗在北之時自謂非其子及順帝立捕集赴大都以皮繩縛腰馬尾縫眼既至集以文宗親改詔稿呈上遂得釋

庚申外史順帝時尚書高保哥奏文宗在時謂陛下非明宗子帝大怒究當時作詔者欲殺虞集馬祖常二人二人呈上文宗御筆脫脫在旁曰彼負天下名後世只謂陛下殺此秀才乃捨之 按至元十三年瀛國公降年六歲至元二十五年瀛國學佛土番年十八歲延祐七年順帝生之歲瀛國公年五十野史所云或未必無因也

【書き下し】

2 元史

元史列傳三十卷及び三十一・二卷、已に元末死事するの諸臣泰不華・余闕等の傳を具載す。乃るに三十三卷以後に又開國時の耶律楚材・劉秉忠・史天倪・張柔・張宏範等の傳を以て編入するは、前後倒置するに幾し。蓋し元史は本より兩次修成せらる。洪武二年二月開局し、八月書を成す。後又順帝に實錄無きを以て再び使を遣りて天下に行きて史事を搜探せしめ、明年二月に至り開局し、七月書を成す。今の三十二卷以前は當に是れ初次に進呈し、三十三卷以後は則ち第二次に進呈せし者なるべし。諸臣太祖の威嚴を以て煩瀆を干すを恐れ、遂に敢へて前後兩書を將て編訂を重加するを請はざるのみ。期日迫促し疏誤尤も多きは、列傳中第八卷の速不臺は即ち第九卷の雪不臺、第十八卷の完者都是即ち二十卷の完者拔都、三十七卷の石抹也先は即ち三十九卷の石抹阿辛なり。顧甯人已に嘗て之を言ふ。然れども特だに此のみならずなり。直脫兒傳既に其の從子忽刺出を詳載せり。乃るに後又忽刺出傳有り。杭忽思傳既に其の子阿塔赤を詳敘せり。乃るに後又阿答赤傳有り。見る可し其の勿遽して複た校するに暇あらざるを。又、木華黎・博爾朮・博爾忽・赤老溫の四人の如きは、太祖に事へ、當時號して掇里班曲律と爲す。華言の四傑なり。其の後子孫四怯薛と爲り、世々宿衛を領せば、則ち四人の勳勤相等しきこと知る可し。乃るに木華黎等の三人皆傳有るも、而れども赤老溫獨り無し。太宗本紀を按ずるに、元年、赤老溫師を帥る慶陽を圍み、金の移刺蒲阿來救し、圍始めて解く。六年、太宗自ら將として宋を伐たんと欲し、赤老溫行くを請ひ、之を許す、と。此に由り以て推せば則ち赤老溫も亦た事績の紀す可き無き者に非ざるに、乃るに獨り之を遺すは何ぞや。孟珙の蒙達備錄に、「先に蒙古斯國有り、北邊に雄たるも、後絶えて衰滅す。〔遼史に磨古斯國有り。蓋し即ち珙の稱する所の蒙古斯ならん。磨・蒙は聲相近きなり。又遼史撻不也傳に、「阻卜の酋

長磨古斯來侵す。」と。則ち磨古斯は乃ち阻卜の酋長の名なり。」成吉思事を起こし蒙の雄國爲るを慕ひ、乃ち改めて大蒙古國と稱す」と謂ふ。此れ國號を建つるの由を見る可し。而れども本紀亦た載せず。續通鑑綱目に、「嚴實 青崖峒に據り、其の將李信 實の出づるに乘じ其の家屬を殺し宋に降る。」と。而れども嚴實傳は但だ「王義深なる者有り。嘗て實の族屬を害す。」と云ふのみにして李信其の人を載せず。賈良伯の死節記に「余闕の妻蔣氏、闕に従ひ死す」と謂ふも、闕傳は耶律卜氏に作る。張毅の記す所を按ずるに耶律卜氏は乃ち闕の妾なり。今以て其の妻に當てて反つて蔣氏を遣すは亦た疏漏に屬す。按禮兒傳に「木華黎の家出だす所の玉璽、楊桓其の文を辨じて『受命于天既壽永昌』と曰ふ。」と謂ふ。而るに楊桓傳は則ち「受天之命既壽永昌」と曰ふ。一事なるに何を以て岐互すること此の若きか。牀兀兒傳に、「至大二年、句容郡王に封ぜらる。」と。武宗紀は則ち此の事を以て至大三年に係け、仁宗紀は延祐三年に復た此の事を載す。一事なるに何を以て重複すること此の若きか。又一の乃蠻の酋長や、太祖本紀は太陽可汗に作り、塔塔統阿傳は又太敏可汗に作り、一の博爾忽や、本紀は博羅渾に作り、本傳は博爾忽に作り、一の班珠尼河や、本紀は班珠尼河に作り、速哥傳は又班兀居河に作り、一の篤列河や雪不臺傳は篤列河に作り、速不臺傳は又禿刺河に作るが如し。又拔都なる者は、本勇士の稱。即ち今の國語の所謂巴圖魯なり。乃るに史天澤・趙阿哥潘等の傳は則ち拔都と曰ひ、拜延傳は則ち八都魯と曰ひ、阿朮魯及び苦徹傳は則ち又拔都兒と曰ふ。亦た何ぞ其れ畫一ならざるや。詔令に蒙古の字を用ふる者有り、當時譯するに漢字を以てし、固より近俗を免れず。然れども既に以て史に入るれば自ら宜しく稍改訂を加ふるべし。乃るに泰定帝登極の一詔最も村俗爲り「別に史傳俗語條内に載す」。獨り稍も潤色を加ふ可からざるか。順帝は本より宋の德祐帝の遺體なり。德祐元に降り瀛國公に封ぜられ、後に佛を土番に學び、邁來的を娶り娠有り。適々明宗「和世疎」漠北に逃げ、瀛國と善くし、邁來的を索め妻と爲し、遂に順帝を生ずるは程克勤の宋遺民録及び權衡の撰する所の庚申帝大事記・余應の撰する所の合尊大師詩・袁忠徹の撰する所の符臺外集に見ゆ。是れ皆元末明初の人の共に

見聞する所の者。即ち元史本紀も亦た「文宗至順元年、順帝の乳母の夫明宗は在りし日素に長子は己の子に非ずと謂ふと言ふを以て、翰林に命じ其の事を史館に書かしめ、明年復た奎章閣學士虞集を召し詔を作り中外に播告せしむ。順帝の登極するや、此の事に因り文宗の廟主を撤去し、詔して『文宗私かに子に傳へんと圖り、乃ち邪言を構へ、朕は明宗の子に非ずと謂ひ、遐隙に出居せしむ』と曰ふ。」と載せ、虞集傳にも亦た此の事を見ゆ。是れ則ち順帝の明宗の子に非ざるは、當時已に人口に播なり。故に文宗崩じて後、卜筮失里后甯ろ明宗の次子甯宗「名は懿璘質班」を立てて順帝を立てず、甯宗天して順帝始めて立つに迨べば、則ち庚申帝記云ふ所、未だ必ずしも因ること無くんばあらざるなり。史を作る者は縦ひ其の故を確指するに便ならずとも、而れども明宗后邁來的の傳「史は邁來迪に作る。」に於いて亦た何ぞ其の瀛國公由り明宗に歸するの源委を略見するを妨がんや。所謂疑は以て疑と傳ふなり。乃るに竝に書せざるは、豈に其の不經を以てなるか。然れども南史には、梁の武帝東昏妃を納れ、七月にして豫章王綜を生むも亦た未だ嘗て書せずんばあらざるなり。又泰定帝后燕鐵木兒の爲に娶られて夫人と作る。燕鐵木兒傳既に之を載す。而るに八不罕后傳に其の事を言はず。史を作る者、意は忠厚に存すと雖も、然れども北史には魏の孝靜后再び楊惜に嫁して妻と爲るも亦た未だ嘗て書せずんばあらざるなり。「元制を按ずるに、宮中に皇后と稱する者甚だ多し。泰定后八不罕の外尙ほ亦憐眞八刺皇后・忽刺皇后・也速皇后・ト顔怯里迷失皇后・失烈帖木兒皇后有り、俱に表内に見ゆ。史を作る時、當に是れ燕鐵木兒の娶る所の者は何れの后なるかを知らず、故に書するに便ならざるのみ。」

庚申帝大事記に、「瀛國公降附して後、僧に白塔寺中に爲り、後に甘州に徙り、趙王なる者有り之を憐み贈るに回回的女を以てす。延祐七年四月十六日、夜一男を生む。明宗適々其の地に過ぎり、寺上の龍文五采有るを見、訪ひて其の故を知り、因りて求めて子と爲し、竝に其の母を載せ歸る。」と。宋遺民錄に、「瀛國公降りて後、世祖妻はずに公主を以てす。世祖夜夢に金龍殿柱に繞ふ。明日瀛國來朝し正に夢みる所の柱下に立つ。世祖陰かに之を除かんと欲し、公

主以て瀛國に告げ、懼れ遂に釋に從ふを乞ひ、合尊大師と號す。」と。余應の詩に云ふ、「皇宋の第十六飛龍、元朝瀛國公を降封す。元君公に詔し公主に尙せしめ、時に蒙明光宮に賜宴す。酒酣にして舒ろに指金柱を爬けば、化して龍爪と爲り天容を驚かす。侍臣謀を獻じ將に除かれんとし、公主夜泣き酥胸を沾らす。幸に虎口を脱し方外に走り、名を合尊と沙漠中に易ふ。是の時明宗沙漠に在り、合尊と締交し情頗る濃し。合尊の妻夜子を生み、明宗帳を隔て笙鏞を聞く。乞ひて行營に歸り養ひて嗣と爲し、皇考崩せし時年甫童。文宗詔を降し南海に移し、五年仍ち歸り九重に居る。今に至るも兒孫沙漠に主たり、吁嗟宋の德何ぞ其れ隆なる。」と。

西湖志餘に、「虞集文宗の時に在りて詔を草し『明宗北に在りし時自ら其の子に非ずと謂ふ』と曰ふ有り。順帝立つに及び、集を捕へ大都に赴かしむ。皮繩を以て腰を縛り、馬尾もて眼を縫ふ。既に至るや集文宗親ら詔を改むの稿を以て呈上し、遂に釋ざるを得。」と。

庚申外史に「順帝の時、尙書高保哥奏すらく、『文宗在りし時、陛下は明宗の子に非ずと謂ふ』と。帝大いに怒り當時の詔を作りし者を究め、虞集・馬祖常二人を殺さんと欲す。二人文宗の御筆を呈上し、脱脫旁に在りて曰く、『彼天下の名を負ひ、後世只だ陛下の此の秀才を殺すを謂ふのみ』と。乃ち之を捨く。」と。按ずるに至元二十三年瀛國公降り、年六歳。至元二十五年瀛國佛を土番に學び、年十八歳。延祐七年順帝生るるの歳、瀛國公年五十。野史云ふ所、或いは未だ必ずしも因る無くんばあらざるなり。

【語注】

○元史列傳三……列傳三十卷等は、『元史』卷一百四十三、列傳第三十（馬祖常・嚶嚶・回回・維山・自當・阿榮・小雲石海涯・秦不華・余闕）・同卷一百四十四、列傳第三十一（答里麻・月魯帖木兒・卜顏鐵木兒・星吉・福壽・道童）・

同卷一百四十五、列傳第三十二（亦憐眞班・廉惠山海牙・月魯不花・達禮麻識理）を指す。○三十三卷以……三十三卷以後とは、『元史』卷一百四十六、列傳第三十三（耶律楚材・粘合重山・楊惟中）・同卷一百四十七、列傳第三十四（張柔・張弘略・史天倪・史天祥）以後を指す。なお張宏（弘）範は、卷一百五十六、列傳第四十三に傳有り。張柔の第九子。張弘略の弟。世祖に仕えた。○洪武二年二……『元史』に附される宋濂の目錄後記の他、『明史』卷二、太祖本紀第二に「洪武二年）二月丙寅朔、詔修元史。……。（八月）癸酉、元史成。」と有り、同卷一百二十八、列傳第十六、宋濂傳に「洪武二年詔修元史、命充總裁官。是年八月史成、除翰林院學士。明年二月、儒士歐陽佑等探故元元統以後事蹟還朝、仍命濂等續修、六越月再成、賜金帛。」と有り、同卷二百八十五、列傳第一百七十三、文苑傳一、趙壘傳に、「洪武二年、太祖詔修元史、命左丞相李善長爲監修官、前起居注宋濂・漳州府通判王禕爲總裁官。……。而壘與焉。以是年二月、開局天界寺、取元經世大典諸書、用資參考。至八月成、諸儒竝賜賚遣歸。而順帝一朝史猶未備、乃命儒士歐陽佑等往北平采遺事。明年二月還朝、重開史局、仍以宋濂・王禕爲總裁、……壘爲纂修官。先後纂修三十人、兩局竝與者、壘一人而已。閱六月書成、諸儒多授官、惟壘及朱右・朱廉不受歸。」と有る。○顧甯人已に……顧寧人は顧炎武。その『日知錄』卷二十六に元史の條有り。○直脫兒傳既……『元史』卷一百二十三、列傳第十に直脫兒・忽刺出傳有り、同卷一百三十三、列傳第二十に忽刺出有り。同卷一百三十一、列傳第十九に杭忽思・阿塔赤・伯答兒傳有り、同卷一百三十五、列傳第二十二に阿答赤・伯答兒・幹羅思傳有り。なお、伯答兒は阿塔赤の子、幹羅思は伯答兒の子。○四人太祖に……『元史』卷九十九、志第四十七、兵志二、宿衛に、「四怯薛。太祖功臣博爾忽・博爾朮・木華黎・赤老溫、時號撥里班曲律。猶言四傑也。太祖命其世領怯薛之長。怯薛者、猶言番直宿衛也。」と有る。木華黎・博爾朮・博爾忽は、同卷一百一十九、列傳第六に傳有り。その木華黎傳に「及長、沉毅多智略、猿臂善射、挽弓二石強。與博爾朮・博爾忽・赤老溫事太祖、俱以忠勇稱、號撥里班曲律。猶華言四傑也。」と有る。○太宗本紀を……『元史』卷二、太宗本紀第二

の元年に該當する記述無し。同六年に「是秋、帝在八里里答闕答八思之地、議自將伐宋。國王查老溫請行、遂遣之。」と有る。○孟珙の蒙達備錄：「宋の趙珙の『蒙韃備錄』を指す。王國維『蒙韃備錄箋證』を参照。○遼史に磨古斯：『遼史』卷二十五、本紀第二十五、道宗本紀五に「(大安九年)二月、磨古斯來侵。」と有るが、同五年に「(五月)己丑、以阻卜磨古斯爲諸部長。」と有り、同八年に「(十月)辛酉、阻卜磨古斯殺金吾吐古斯以叛、遣奚六部禿里耶律郭三發諸蕃部兵討之。」と有り、後文に引く『遼史』卷九十六、列傳第二十六、耶律撻不也傳に「阻卜酋長磨古斯來侵、西北路招討使何魯掃古戰不利、詔撻不也代之。磨古斯之爲酋長、由撻不也所薦、至是遣人誘致之。」と有るものも含め、その他『遼史』に見える「磨古斯」は皆「阻卜」の人名である。○續通鑑綱目：「『續通鑑綱目』卷十八、嘉定元年(金泰和八年)の綱に「十一月、蒙古穆呼哩入濟南、嚴實復以魏博等郡降蒙古。」と有り、目に「穆呼哩既戰士卒、州郡悅附、遂以輕騎入濟南。嚴實挈所部三府六州戶三十萬、詣軍門降。穆呼哩承制拜實行尙書省事。實將李信乘實出、殺其家屬來降、實攻信殺之。復取青崖峒。」と有り、『元史』卷一百四十八、列傳第三十五、嚴實傳に、「王義深者、(宋將彭)義斌之別將。聞義斌敗、將奔河南、實族屬在東平者、皆爲所害。河南破、實獲義深妻子、厚周卹之、送還鄉里、終不以舊怨爲嫌。其寬厚長者類若此。」と有るが、その前文に、「有譖于(金東平)行臺者、謂實與宋有謀、行臺以兵圍之、實挈家避青崖。……。實知宋不足恃。七月、謁太師木華黎於軍門、挈所部彭德・大名・磁・洺・恩・博・滑・濬等州戶三十萬來歸。木華黎承制拜實金紫光祿大夫・行尙書省事。……。偏將李信留鎮青崖、嘗有罪、懼誅。乘實之出、殺其家屬、降于宋。辛巳、實以兵復青崖、擒信誅之。」有る。○賈良伯の死：『元詩選』初集、庚集、余忠宣公闕の序の按語に、「按忠宣公夫人、宋太史傳作耶卜氏、張美和元史節要作耶律氏、賈良伯死節記作夫人蔣氏。公姪孫宗烈云、『叔祖有妾耶律・耶卜氏。叔祖母實蔣氏。子德臣、女安安、皆其所生也。』維揚張毅所記如此。」と有る。また、『元史』卷一百四十三、列傳第三十、余闕傳に、「日中城陷、城中火起。闕知不可爲、引刀自剄、墮清水塘中。闕妻耶卜氏及子德生・女福

童皆赴井死。」と有る。○按禮兒傳に：「按禮兒は按扎兒の誤。『元史』卷一百二十二、列傳第九、按扎兒傳に傳有り。楊桓は、同卷一百六十四、列傳第五十一、楊桓傳に傳有り。なお、同卷十八、成宗本紀第十八の即位前の一文・同卷一百一十六、列傳第三、后妃傳二、裕宗后伯藍也怯赤傳・同卷一百七十三、列傳第六十、崔彧傳は皆玉璽の文を按扎兒傳と同じく作る。○牀兀兒傳に：「『元史』卷一百二十八、列傳第十五、牀兀兒傳に、「至大二年、入朝、加封句容郡王、改授金印。」と有り、同卷二十三、本紀第二十三、武宗本紀二に、「(至大二年正月)己亥、封知樞密院事容國公床兀兒爲句容郡王。……二月戊午、鑄金印賜句容郡王床兀兒。」と有り、至大三年には該當する記述無し。同卷二十五、本紀第二十五、仁宗本紀二に、「(延祐三年六月)丁亥、封床兀兒爲句容郡王。」と有る。○元史本紀も：「文宗本紀に當該の記述無し。『元史』卷三十八、本紀第三十八、順帝本紀一の即位前の一文に、「文宗既即位、以明宗嫡長復遣使迎立之。明宗即位于和寧之北、而立文宗爲皇太子。及明宗崩、文宗復正大位。至順元年四月辛丑、明宗后八不沙被讒遇害、遂徙帝于高麗。使居大青島中、不與人接。閱一載、復詔天下、言明宗在朔漠之時、素謂非其己子。移于廣西之靜江。」と有り、順帝の詔などは同卷四十、本紀第四十、順帝本紀三、至元六年六月丙申の條に見える。また、同卷一百八十一、列傳第六十八、虞集傳に、「文宗崩、……幼君崩、大臣將立安歡帖穆爾太子。……乃謝病歸臨川。初、文宗在上都、將立其子阿剌忒納答刺爲皇太子、乃以安歡帖穆爾太子乳母夫言『明宗在日、素謂太子非其子。』黜之江南、驛召翰林學士承旨阿隣帖木兒・奎章閣大學士忽都魯篤彌實書其事于脫卜赤顏、又召集使書詔、播告中外。時省臺諸臣、皆文宗素所信用、同功一體之人。御史亦不敢斥言其事、意在諷集速去而已。伯璫後以用事敗、殺其身。世乃服集知人。……元統二年、遣使賜上尊酒・金織文錦二、召還禁林、疾作不能行。屢有敕、即家撰文、褒錫勳舊・侍臣。有以舊詔爲言者、帝不憚曰『此我家事、豈由彼書生耶。』至正八年五月己未、以病卒。年七十有七。」と有る。○南史には梁……『南史』卷五十三、列傳第四十三、豫章王綜傳に、「初、綜母吳淑媛在齊東昏宮、寵在潘・余之亞。及得幸於武帝、七月而生綜、

宮中多疑之。」と有り、『梁書』卷五十五、列傳第四十九、豫章王綜傳にも類似的の文有り。○北史には魏：『北史』卷十三、列傳第一 后妃上、東魏、孝靜皇后高氏傳に、「齊受禪、降爲中山王妃。後降于尙書左僕射楊遵彥。」と有る。遵彥は楊惜の字。○元制を按ず：『元史』卷一百六、表第一、后妃表を参照。○庚申帝大事：『庚申帝大事記』は或名『庚申外史』。庚申帝は順帝を指す。その卷上に、「國初、宋江南歸附時、瀛國公幼君也。入都、自願爲僧白塔寺中。已而奉詔、居甘州山寺。有趙王者、嬉游至其寺。憐國公年老且孤、留一回回女子與之。延祐七年、女子有娠。四月十六日夜、生一男子。明宗適自北方來、早行、見其寺上有龍文五彩氣。卽物色得之、乃瀛國公所居室也。因問『子之所居、得無有重寶乎。』瀛國公曰『無有。』固問之則曰『今早五更後、舍下生一男子耳。』明宗大喜、因求爲子、竝其母載以歸。」と有る。○宋遺民錄に：『宋遺民錄』卷十五、袁忠徹の「紀瀛國公事實」に見える。○余應の詩に：『宋遺民錄』卷十五に余應の「讀虞集所草庚申君非周王己子之詔有作」詩有り。「天容を驚かす」の下に「元君含笑語群臣、鳳雛寧與凡禽同。」の句有り、「胸を沾らす」の下に「瀛公晨馳見帝師、大雄門下參禪宗。」の句有り、「九重に居る」の下に「壬癸枯乾丙丁發、西江月下生涯終。」の句有り、「吁嗟」の下を「趙氏何其雄。惟昔祖宗受周禪、仁厚綽有三王風。雖因浪子失中國、世爲君長傳無窮。」に作る。○西湖志餘に：『西湖志餘は明の田汝成の『西湖游覽志餘』を指す。その卷六に、「虞伯生際遇文宗、置奎章閣爲學士。順帝爲明宗子、文宗忌之、遠竄海南。詔書有曰『明宗在北之時、自以爲非其子。』伯生筆也。文宗晏駕、寧宗立、八月崩。國人迎順帝立之。帝入太廟、斥去文宗神主、而命四方毀棄舊詔書。伯生時在江西、詔以皮繩縛腰、馬尾縫眼、夾兩馬間、逮捕至大都。嫉之者爲十七字詩曰『自謂非其子、如今作天子、傳語老蠻子請死。』至則以文宗親改詔稿呈。順帝覽之曰『此我家事、豈由爾書生耶。』遂得釋兩目。由是喪明。時有無名子爲詩云、皇宋第十六飛龍……。」と有る。○庚申外史に：『卷上、至元五年十二月の條に、「尙書高保哥奏言『昔文宗制詔天下、有曰我明宗在北之時、謂陛下素非其子。』帝聞之大怒、立命撤去文宗神主于太廟、竝問當時草詔者爲何人、遂

欲殺虞伯生・馬雍古祖常。二人呈上文宗御批且曰『臣受敕紀載、實不獲己。』脱脫在旁、因曰『彼皆負天下重名、後世只謂陛下殺此秀才。』故舍之而不問。」と有る。○按ずるに至……類似の文が『宋遺民錄』卷十五に余應の詩の跋（何喬新）に見える。

【現代語譯】

『元史』列傳の第三十より三十二までにはすでに、元末に國に盡して死んだ秦不華や余闕等の諸臣の傳を備えている。しかし、第三十三以後にまた開國時の耶律楚材・劉秉忠・史天倪・張柔・張弘範等の傳を編入しているのは、前後の順序が轉倒しているに近い。思うに『元史』はもともと二度編修・成書されている。（初め）洪武二年二月に史局が開かれ、八月に『元史』が成書された。その後また順帝の實錄が缺けていたことから再び使者を天下に派遣して史事を搜採させ、明三年二月に史局を開き、七月に『元史』が成書された。今の列傳の第三十二以前は最初に進呈されたものであり、第三十三以後は二度目に進呈されたものである。（修史の）諸臣が太祖の威嚴のため、その氣難さに障ることを恐れ、そのまま前後の『元史』兩書に編訂を加えることを請おうとしなかっただけである。（修史の）期日は切迫しており疏誤の最も多いのは、列傳中第八の速不臺は第九の雪不臺であり、第十八の完者都は第二十の完者拔都であり、第三十七の石抹也先は第三十九の石抹阿辛であることである。顧炎武はすでにこのことに言及している。しかし（『元史』の疏誤は）ただこれだけではない。直脱兒傳にはすでにその子の阿塔赤について詳細に載せてある。しかし後にまた忽刺出傳が有る。杭忽思傳にはすでにその子の阿塔赤について詳細に述べられている。しかし後にまた阿答赤傳が有る。慌ただしくて校正するゆとりが無かったことが分かる。また、木華黎・博爾朮・博爾忽・赤老溫の四人などは太祖に仕え、當時掇里班曲律と號された。中華の言葉の四傑である。その後子孫は四怯薛となり、代々宿衛を率いたのであるか

ら、この四人の勳功が等しいことが分かる。しかし木華黎等の三人はみな傳が有るものの、赤老温だけ傳が無い。太宗本紀を見るに、二年に、赤老温が軍を率いて慶陽を包圍し、金の移刺蒲阿が來援し、包圍は解かれた。六年に、太宗は宋を親征しようとし、赤老温が行くことを願ったので、それを許した、とある。このことから推察するに、赤老温もまた記すべき実績が無い者ではないのに、それを彼一人取りこぼしているのは何故だろうか。孟珙の『蒙達備錄』に、「以前に蒙古斯國が有り、北方の強國であつたが、後に衰亡した。『遼史』に磨古斯國がある。恐らく孟珙の稱する蒙古斯であろう。磨字と蒙字は音が近い。又、『遼史』撻不也傳に、「阻卜の酋長磨古斯が來侵した。」とある。つまり磨古斯は阻卜の酋長の名である」成吉思は蜂起すると蒙が雄國であつたことを慕い、改めて大蒙古國と稱した」と謂つてゐる。このことには國號を建てた由來を見ることが出来る。しかし本紀はこのことも載せていない。『續通鑑綱目』に、「嚴實は青崖岫を據點として（元に降り）、その將の李信は嚴實の外出に乗じて嚴實の家族を殺し、宋に降つた。」とある。しかし（『元史』の）嚴實傳はただ「王義深という者がいた。かつて嚴實の家族を殺害した。」と言うのみで李信という人物を載せていない。賈良伯の『死節記』に「余闕の妻の蔣氏は、余闕に従つて死んだ」と謂つてゐるが、（『元史』の）余闕傳は（妻を）耶律卜氏に作る。張毅の記す所を按ずるに、耶律卜氏は余闕の妾である。今（『元史』本傳では妾の耶律卜氏を）余闕の妻として却つて（妻である）蔣氏を缺いているのも、また疏漏と言えよう。按禮兒傳に「木華黎の家から出た玉璽は、楊桓がその文を判じて『受命于天既壽永昌』と言つた。」と謂つてゐる。しかし楊桓傳には「受天之命既壽永昌」と言つてゐる。一つの事柄であるのにどうしてこのように互いに一致しないのだろうか。牀兀兒傳に、「至大二年、句容郡王に封ぜられた。」とある。武宗本紀はこの事を至大三年の事とし、仁宗紀は延祐三年にまたこの事を載せてゐる。一つの事柄であるのに、どうしてこのように重複してゐるのだろうか。又、一人の乃蠻の酋長について、太祖本紀は太陽可汗に作り、塔塔統阿傳はまた太敷可汗に作り、一人の博爾忽について、本紀は博羅渾に作り、

本傳は博爾忽に作り、一つの河川である班珠尼について、本紀は班珠尼河に作り、速哥傳はまた班朮居河に作り、一つの河川である篤列河について、雪不臺傳は篤列河に作り、速不臺傳はまた禿刺河に作っているような例がある。又、拔都というのは、もともと勇士の稱號である。つまり今の國語（滿洲語）の所謂巴圖魯である。それなのに史天澤・趙阿哥潘等の傳は拔都と言ひ、拜延傳は八都魯と言ひ、阿朮魯及び苦徹傳はまた拔都兒と言っている。またどうして統一されていけないのか。詔令に蒙古の字を用いるものがあり、當時それを譯すのに漢字を用いる際には、そもそも近俗な表現を避けられなかった。しかし、既に史書に記入するのであるから自然と多少改訂を加えるべきであらう。しかし、秦定帝登極の一詔は最も田舎っぽい「別に史傳俗語の條内に載せた」。この一詔だけ少しも潤色を加えられなかったのか。順帝はそもそも宋の徳祐帝の實子である。徳祐帝は元に降つて瀛國公に封ぜられ、後に佛教を土番に學び、邁來的を娶つて懷妊させた。たまたま明宗「和世竦」が漠北に逃がれてきており、瀛國公と仲良くなり、邁來的を求めて妻とし、そのまま順帝を生んだことは、程克勤の『宋遺民錄』及び權衡の撰した『庚申帝大事記』・余應の撰した『合尊大師詩』・袁忠徹の撰した『符臺外集』に見える。これらは皆元末明初の人が共に見聞した事である。そこで『元史』本紀もまた「文宗至順元年、順帝の乳母の夫は、明宗は在りし日常に、長子は己の子ではないと言つていたと言つたことから、翰林に命じてその事を史館に書かせ、明年にはまた奎章閣學士の虞集を召して詔を作り、中外に布告させた。順帝が即位すると、この事によって廟から文宗の木主を撤去し、詔を下して『文宗はひそかに實子に帝位を傳えようと企て、そこで邪言を弄して、朕が明宗の子ではないと言ひ、僻地の任に出させたのである』と言つた。」と載せ、虞集傳にもまたこの事が見られる。これはつまり、順帝が明宗の子でないことは、當時すでに人口に流布していたのである。そのため文宗が崩じた後、卜答失里后は明宗の次子の寧宗「名は懿璘質班」の方を立てて順帝を立てず、寧宗は夭折して始めて順帝は立つことになったのであり、『庚申帝記』が言う事は、根據が全く無いわけではない。史書を編纂する者は、た

とえその證據を明示することが上手くできなくとも、それでも明宗后邁來的の傳『元史』は邁來迪に作る。」にて、どうしてまた彼女が瀛國公から明宗に嫁いだ由來を略記することを妨げようか。所謂疑しい事は疑しい事として傳えるというものである。それなのに全く書いていないのは、なんとも常法に合しないことであろうか。それでも『南史』には、梁の武帝が東昏公の妃を納れ、七箇月で豫章王綽を生んだ事も書かないわけが無かった。又、泰定帝后は燕鐵木兒に娶られて夫人となった。燕鐵木兒傳にはこの事を載せている。それなのに、八不罕后傳にはその事を言及しない。史書を編纂する者は、その意思は誠實であるべきであるが、それでも『北史』には魏の孝靜后が楊惜に再嫁して妻となった事も書かないわけが無かった。「元の制度を考えるに、宮中に皇后と稱する者がとても多い。泰定后八不罕以外にも亦憐眞八刺皇后・忽刺皇后・也速皇后・ト顔怯里迷失皇后・失烈帖木兒皇后があり、皆后妃表内に見える。『元史』を編纂する時、いったい燕鐵木兒が娶った者がどの后であったのかが分からず、そのため書くのに不適當だっただけである。』『庚申帝大事記』に、「瀛國公は元に降服した後、白塔寺にて僧となり、その後甘州に移住したが、趙王という者がいて彼を憐み回りの女を贈った。延祐七年四月十六日、(女は)夜に一男を生んだ。明宗はたまたまその地を通っており、寺の上に龍文五采の氣が有るを見、訪れてその理由を知ると、瀛國公に求めて男子を自分の子とし、またその母を載せ歸った。」とある。『宋遺民錄』に、「瀛國公が元に降つた後、世祖は公主を娶せた。世祖は夜に金龍が宮殿の柱に纏わり付く夢を見た。明日、瀛國が來朝すると正に夢に見た柱の下に立った。世祖は密かに彼を排除しようと思ひ、公主はその事を瀛國公に告げ、瀛國公は恐れて釋門に入ることを願ひ、合尊大師と號した。」とある。余應の詩に、「皇宋の第十六代天子、元朝は瀛國公に降封す。元帝は公に詔し公主を娶らせ、時に蒙古の明光宮に賜宴す。酒酣にして公がふと指もて金柱を搔けば、化して龍爪となり龍顔を驚かす。侍臣が謀を獻じ排除されかけたが、公主が夜泣き酥もて胸を濡らし知らせた。幸に虎口を脱し方外に去り、沙漠中に名を合尊と改む。この時明宗沙漠に在り、合尊と締交し情頗る

濃し。合尊の妻夜子を生子、明宗帳を隔て笙鏞を聞く。請いて行營に歸り嗣として養い、皇考崩ぜし時に年幼し。文宗詔を降し南海に移し、五年して歸り九重に居る。今に至るも子孫沙漠に主たり、ああ宋の徳は何と隆んなことか。」と言っている。

『西湖志餘』に、「虞集は文宗の時に詔を草案し『明宗は北方にいた時、自ら實の子ではないと言っていた』と書いた事があった。順帝が即位すると、虞集を捕えて大都に至らせた。(移送に当たり)皮紐で腰を縛り、馬の尾で眼を縫わせた。大都に到着すると、虞集は文宗が自ら詔を改めた草稿を呈上し、そうして釋放されることができた。」とある。

『庚申外史』に、「順帝の時、尙書の高保哥が、『文宗の在位中、陛下は明宗の子ではないと言っておりました』と奏した。帝は大いに怒り、當時詔を作った者を探し出させ、虞集と馬祖常の二人を殺そうとした。二人が文宗の御筆を呈上し、脱脫が帝の旁で、『彼等は天下の名聲を負っており、後世はただ陛下がこれらの秀才を殺したと言い傳えるだけです。』と言った。そこでこれらを釋した。」とある。考えてみるに、至元十三年に瀛國公が降った際、年は六歳。至元二十五年に瀛國公が土番に佛法を學んだ際、年に十八歳。延祐七年に順帝が生れた年は、瀛國公の年齢は五十。野史が言っている事は、あるいは全く根據が無いことではないのである。

(大兼健寛・田中良明)

【原文】

明史

3 明史多附書

明史事多而文省最爲簡密其法之尤善者莫如附書之例如忠義文苑等傳一傳之内牽連書者輒數十人蓋人各一傳則不勝立而傳

此舍彼又嫌掛漏故各從其類一一附書既不沒其人又不傷于冗此史家剪裁法也如陳友定傳後附以元末死事諸臣凡元史所不載者皆具焉而明初南昌死事之十四人康郎山死事之三十五人則類敘于趙普勝傳後正統中死土木之難者惟張輔等另有專傳外其他則類敘于曹鼎等傳後正德中諫南巡被杖者百餘人則類敘于舒芬夏良勝何遵等傳後嘉靖中議大禮被杖之數百人則類敘于何孟春等傳後李福達之獄坐罪者四十餘人則類敘于馬錄傳後皆此法也又建文從亡諸臣如臺州樵夫樂清樵夫河西傭補鍋匠馬二子雲門僧若耶僧玉山樵雲庵和尚之類皆據從亡錄致身錄「史仲彬撰」革除錄「宋瑞儀撰」忠賢奇祕錄「王詔撰」諸書采入此等野史其眞僞雖不可知然皆附於殉節諸賢傳後所謂與其過而去之母甯過而存之又見修史者之用意也

【書き下し】

明史

3 明史附書多し

明史は事多くして文省なく、最も簡密爲り。其の法の尤も善しき者は、附書の例に如くは莫し。忠義・文苑等の傳の如きは、一傳の内牽連して書する者、輒まち數十人。蓋し人各々一傳なれば則ち立つるに勝へず、而れども此を傳し彼を舍つるも又掛漏を嫌す。故に各々其の類に従ひ一一附書し、既に其の人を沒せずして又冗に傷はず。此れ史家の剪裁の法なり。陳友定傳の後、附するに元末死事せし諸臣を以てし、凡そ元史載せざる所の者皆焉を具へ、而して明初南昌死事の十四人・康郎山死事の三十五人は、則ち趙普勝傳の後に類敘し、正統中、土木の難に死せし者、惟だ張輔等ののみ另けて專傳有るの外、其の他は則ち曹鼎等の傳の後に類敘し、正徳中、南巡を諫め杖せられし者百餘人は、則ち舒芬・夏良勝・何遵等の傳の後に類敘し、嘉靖中、大禮を議し杖せらるるの數百人は、則ち何孟春等の傳の後に類敘し、李福達の獄、罪に坐せし者四十餘人は、則ち馬錄傳の後に類敘するが如きは、皆此の法なり。又、建文の從亡の諸臣、臺州の

樵夫・樂清の樵夫・河西備・補鍋匠・馬・二子・雲門僧・若耶僧・玉山樵・雲庵和尚の類、皆從「錄、致身錄」〔史仲彬撰〕・革除錄〔宋瑞儀撰〕・忠賢奇祕錄〔王詔撰〕の諸書に據り采入す。此れ等の野史、其の眞偽は知る可からずと雖も、然れども皆殉節せし諸賢の傳の後に附すは、所謂其の過ちて之を去らん與りは母甯過るちて之を存せんか。又、史を修むる者の用意を見るなり。

【語注】

○陳友定傳の：―『明史』卷一百二十四、列傳第十二、陳友定傳に、「當元亡時、守土臣仗節死者甚衆。」に始まる附書有り。○明初南昌死：―趙普勝の事跡は『明史』卷一百二十三、列傳第十一、陳友諒傳に附書される。同傳に南昌死事の十四人等見えず。同卷一百二十三、列傳第二十一、趙德勝傳に、「友諒圍南昌八十五日、先後戰死者凡十四人。……康郎山戰死者三十五人。」と各々に死事した者の名と、後に忠臣廟が立てられた事が附書されている。○土木の難に：―曹鼎は、『明史』卷一百六十七、列傳第五十五、曹鼎傳に傳有り。同卷末の袁彬・哈銘・袁敏を除き、曹鼎より謝澤まで列敘されるのは、皆土木の難に死んだ者である。○南巡を諫め：―『明史』卷一百七十九、列傳第六十七、舒芬傳に崔桐・馬汝驥が附書され、同卷一百八十九、列傳第七十七、夏良勝傳に、「芬等百有七人、跪既畢、杖各三十。以芬・衍瑞・倬・龍・鳳爲倡首、謫於外、餘奪倬半歲。良勝等六人及紱・廷瓚・大輅各杖五十、餘三十人四十。鞏・震・良勝・潮・九川除名、他貶黜有差、整戍邊。而車駕亦不復出矣。」と有り、張衍瑞・姜龍・徐整・姚繼巖等が附書され、同卷一百八十九、列傳第七十七、何遵傳に、「時先遵受杖死者、刑部主事鄭城劉校・照磨汲人劉珏。與遵同死杖下者、陸震而外、大理評事長樂林公翰・行人司副鄱陽余廷瓚・行人盱眙李紹賢・澤州孟陽・玉山詹軾・安陸劉概・祥符李惠。……其以創死稍後者、禮部員外郎慈谿馮涇・驗封郎中吳江王鑾・行人昌黎王瀚。」と有り、その事跡が附書されている。○

大禮を議し……『明史』卷一百九十一、列傳第七十九、何孟春傳に、左順門に跪伏した二百數十人について附書されている。○李福達の獄……四十餘人の名は、『明史』卷二百六、列傳第九十四、馬録傳に、「謫戍極邊、遇赦不宥者五人。……」と附書されている。○建文從亡し……臺州と樂清の樵夫は、『明史』卷一百四十三、列傳第三十一、陳思賢傳に附書され、河西傭以下は、同卷の末に附書される。なお、「若耶僧」を「若耶溪樵」に、「雲庵和尚」を「雪庵和尚」に作る。またその後文に、「其後數十年、松陽王詔游治平寺、於轉輪藏上得書一卷。載建文亡臣二十餘人事蹟、楮墨斷爛、可識者僅九人。……。縉雲鄭僖紀其事爲忠賢奇祕錄、傳於世。」と有り、また、「及萬曆時、江南又有致身錄、云得之茅山道書中。建文時、侍書吳江史仲彬所述、紀帝出亡後事甚具。……。具有姓名・官爵、一時士大夫皆信之。給事中歐陽調律上其書於朝、欲爲請諡立祠。然考仲彬實未嘗爲侍書、錄蓋晚出。附會不足信。」と有る。また、『革除錄』は、同卷一百六十一、列傳第四十九、宋端儀傳に、「端儀慨建文朝忠臣湮沒、乃搜輯遺事、爲革除錄。建文忠臣之有錄、自端儀始也。」と有り、

【現代語譯】

『明史』は（記されている）事跡は多いが文章は少なく、最も簡にして密である。その記述法の最もよいものは、附書の例に及ぶものは無い。忠義・文苑傳などは、一傳の内に引き連ねて書かれる者が、たちまち數十人となっている。思うに、人各々に一傳を立てれば立てきれず、しかしこの者を立傳し、あの者を捨てるといいうのもまた遺漏が懸念される。そのため各々その類に従って逐一附書することで、その人物を埋没させず、また冗長に陥ることがない。これは史家の剪裁の法である。陳友定傳の後、元末に元朝に仕えて死んだ諸臣を附書し、全て『元史』が載せない者は、皆それを具備しており、そして明初に南昌にて國事に死んだ十四人と康郎山にて國事に死んだ三十五人については、趙普勝傳の後

に類敘し、正統中に土木の難に死んだ者、張輔等のみ別に專傳が有る者以外、その他の者については曹鼎等の傳の後に類敘し、正徳中、南巡を諫めて朝廷で杖刑を受けた者百餘人については、舒芬・夏良勝・何遵等の傳の後に類敘し、嘉靖中、大禮を議したことによって杖刑を受けた數百人については、何孟春等の傳の後に類敘し、李福達の獄に、連坐した四十餘人については、馬録傳の後に類敘しているといったようなものは、皆この法である。又、(靖難の變によって)建文帝に臣従して死んだ諸臣や、臺州の樵夫・樂清の樵夫・河西傭・補鍋匠・馬三子・雲門僧・若耶僧・玉山樵・雲庵和尚の類は、皆『從亡錄』・『致身錄』・『史仲彬の撰』・『革除錄』・『宋瑞儀の撰』・『忠賢奇祕錄』・『王詔の撰』の諸書に依據して取り入れている。これ等の野史の眞偽の程は分からないとはいへ、しかしながら諸傳に皆殉節した諸賢の傳の後に附書しているのは、所謂誤ってそれを去るよりは、むしろ誤ってそれを存せん、であろうか。又、史を修むる者の意識の在り方が見られる。

(栗栖亞矢子・田中良明)

【原文】

4 明史父子兄弟不同傳

南北史新唐書體例凡一人有傳則其子孫應傳者皆附於此人之後明史則不然如周瑄與其子金耿九疇與其子裕李遂與其子材陳以勤與其子于陞鄭曉與其子履仁王忬與其子世貞世懋劉顯與其子縉皆父子也而各自爲傳蓋分傳則時代清楚使閱者一覽了然此亦作史舊法又如馬思聰有傳而其子明衡反附于鄧繼曾傳後以明衡與繼曾同諫昭聖太后傳免朝賀一事同獲罪也瞿景淳之子汝稷汝說附景淳傳後而汝說子式紹又另立傳與何騰蛟同卷則以式紹與騰蛟皆明末一大關係之人也而張居正傳後乃又附其曾孫同敵馬芳傳亦附其子林及孫熾似乎自變其例然此蓋有意附之以見居正之有賢子孫而馬氏則三世皆死國難也

【書(ト)】

4 明史は父子・兄弟傳を同じくせず

南北史・新唐書の體例、凡そ一人に傳有りて、則ち其の子孫應に傳すべき者は皆な此の人の後に附す。明史は則ち然らず。周瑄と其の子の金と、耿九疇と其の子の裕と、李遂と其の子の材と、陳以勤と其の子の于陞と、鄭曉と其の子の履仁と、王忬と其の子の世貞・世懋と、劉顯と其の子の縉との如きは皆な父子なるも、各々自ら傳を爲す。蓋し傳を分かてば則ち時代の清楚なること閱する者をして一覽了然たらしむ。此れ亦た作史の舊法なり。又、馬思聰に傳有るも、其の子の明衡反つて鄧繼曾傳の後に附すが如きは、明衡と繼曾と共に昭聖太后の傳トかに朝賀を免ずるを諫むるの一事を以て共に罪を獲ればなり。瞿景淳の子の汝稷・汝説は景淳傳の後に附すも、汝説の子の式耜も又た別に傳を立て何騰蛟と卷を同じくするは、則ち式耜と騰蛟とは皆な明末の一大關係の人なるを以てするなり。而して張居正傳の後に乃ち又其の曾孫の同敞を附し、馬芳傳も亦た其の子の林及び孫の曠を附すは、似たるかな、自ら其の例を變ずるに。然れども此れ蓋し意もて之を附すこと有らん。居正の賢なる子孫有るを見て馬氏は則ち三世皆な國難に死するを以てなり。

【語注】

○其の子の明……馬明衡の傳は、『明史』卷二百七、列傳第九十五、鄧繼曾傳の後文、朱潮傳に附されている。よって下文の同に諫め同に罪を獲た者も鄧繼曾ではなく、朱潮である。○明末の一大……『明史』卷二百八十、列傳第一百六十八、何騰蛟・瞿式耜等の傳の贊に、「贊曰、何騰蛟・瞿式耜崎嶇危難之中、介然以艱貞自守。雖其設施經畫、未能一觀厥效、要亦時勢使然。其於鞠躬盡瘁之操、無少虧損、固未可以是爲訾議也。夫節義必窮而後見、如二人之竭力致死、

靡有二心、所謂百折不回者矣。明代二百七十餘年養士之報、其在斯乎。其在斯乎。」と有る。

【現代語譯】

『南史』『北史』『新唐書』の體例は、一人に一つ傳が立てられ、その子や孫で傳を立てるべき人物は皆、その親・祖父の後に附すというものである。しかし『明史』はそうではない。周瑄とその子の周金、耿九疇とその子の耿裕、李遂とその子の李材、陳以勤とその子の陳于陞、鄭曉とその子の鄭履仁、王忬とその子の王世貞・王世懋、劉顯とその子の劉縵、彼らは皆親子であるが、それぞれ傳が立てられている。思うに、傳を分けることで時代の區切りを明らかにし、見る者に一目で分かるようにさせている。これはまた史書編纂の上での古い方法である。また馬思聰も傳が立てられているが、その子の馬明衡は鄧繼曾傳の後に傳が附されている。これは馬明衡と鄧繼曾とが、昭聖太后が突如朝賀をとり止めたことを諫めた一事が原因で、共に罪を被ったからである。瞿景淳の子の瞿汝稷・瞿汝説は瞿景淳傳の後に傳が附されているが、瞿汝説の子の瞿式耜はまた別に傳を立てて何騰蛟と同じ卷に載せられているのは、瞿式耜と何騰蛟とが明末の一大關係の人であることが原因でそうなのである。また張居正傳の後には彼の曾孫である張同敞の傳を附し、馬芳傳にもまたその子の馬林と、孫の馬爨の傳が附されているのは、『明史』が自らその體例を変えているようなものである。しかしながら、これは恐らく意圖を持って附したのであろう。張居正に賢い子孫がおり、また馬氏が三代にわたり國難に殉じたことを示さんためである。

(佐藤 良)

【原文】

5 明史多載原文

明史於諸臣奏議凡切於當時利弊者多載之如蔣欽之劾劉瑾也沈鍊楊繼盛之劾嚴嵩也吳中行趙用賢鄒元標之劾張居正也楊漣之劾魏忠賢也皆載其全文不遺一字此正修史者表彰深意嘉靖中大禮之議毛澄等之主考孝宗者張璠桂萼方獻夫等之主考興獻王者各有一是則竝存其疏使閱者彼此參觀而是非自見此外如李善長傳未載王國用爲善長訟冤一疏以見善長被誅之枉于謙傳未載成化中復官賜祭誥詞以見謙被害之冤熊廷弼傳未載韓爌請給其首歸葬一疏文情愷切議論公平廷弼功罪於此而定更非漫焉抄入者此可以見作史者之用意也至如擴廓傳載蔡子英上明太祖一書方國珍傳載詹鼎代作乞降一表明昇傳載楊璟諭降一書則又以其文皆有先秦西漢之風而竝存之閱者細心讀之可以知去取之當矣

【書き下し】

5 明史多く原文を載す

明史は諸臣の奏議に於いて、凡そ當時の利弊に切なる者は、多く之を載す。蔣欽の劉瑾を劾するや、沈鍊・楊繼盛の嚴嵩を劾するや、吳中行・趙用賢・鄒元標の張居正を劾するや、楊漣の魏忠賢を劾するや、皆其の全文を載せ一字も遺さざるが如きは、此れ正に史を修むる者、深意を表彰す。嘉靖中大禮の議、毛澄等の孝宗を主考とする者、張璠・桂萼・方獻夫等の興獻王を主考とする者、各々一是有れば則ち竝に其の疏を存し、閱る者をして彼此參觀せしめ、而して是非自ら見る。此の外は、李善長傳の末に、王國用善長の爲めに冤を訟ふの一疏を載せ、以て善長誅せらるの枉を見し、于謙傳の末に、成化中の復官・賜祭・誥詞を載せ、以て謙の害せらるの冤を見し、熊廷弼傳の末に、韓爌其の首を給はり歸りて葬るを請ふの一疏を載せ、文情愷切議論公平にして、廷弼の功罪此に於いて定まるが如きは、更に漫焉として抄入せし者に非ず。此れ以て史を作す者の意を用ふを見る可きなり。擴廓傳に蔡子英明太祖に上るの一書を載せ、方

國珍傳に詹鼎降るを乞ふの一表を代作するを載せ、明昇傳に楊璟降るを諭すの一書を載するが如きに至りては、則ち又其の文皆先秦西漢の風有るを以て竝に之を存す。閱る者細心に之を讀めば以て去取の當を知る可し。

【語注】

○蔣欽の劉瑾……蔣欽は、字を子修、常熟の人、弘治九年の進士。『明史』卷一百八十八、列傳第七十六、蔣欽傳に傳有り。劉瑾は、興平の人。本は談氏。同卷三百四、列傳第一百九十二、宦官傳一に傳有り。蔣欽の劉瑾に對する彈劾は、正徳元年に劉瑾が大學士の劉健・謝遷を放逐したことに端を發す。先ず、蔣欽は同官の薄産徽等と切諫したが、劉瑾の怒りに觸れ、詔獄に下されて、廷杖を受け庶民とされが、三日目には、蔣欽は獨り「劉瑾、小豎耳。」に始まる一疏を奉り、杖三十を受けて獄に繋がれ、更に三日して、再び「臣與賊瑾、勢不兩立。」に始まる一疏を奉り、杖三十を受け、三日後に獄に卒した。劉健・謝遷が放逐された一件に就いては劉瑾傳に詳しい。○沈鍊楊繼盛……沈鍊は、字を純甫、會稽の人、嘉靖十七年の進士。『明史』卷二百九、列傳第九十七、沈鍊傳に傳有り。楊繼盛は、字を仲芳、容城の人、嘉靖二十六年の進士。『明史』卷二百九、列傳第九十七、楊繼盛傳に傳有り。嚴嵩は、字を惟中、分宜の人、弘治十八年の進士。『明史』卷三百八、列傳第一百九十六、奸臣傳に傳有り。沈鍊・楊繼盛ともに嚴嵩の十罪を數める。○吳中行趙用……吳中行は、字を子道、武進の人、隆慶五年の進士。『明史』卷二百二十九、列傳第一百十七、吳中行傳に傳有り。趙用賢は、字を汝師、常熟の人、吳中行と同年の進士。同卷に傳有り。鄒元標は、字を爾瞻、吉水の人、萬曆五年の進士。同卷二百四十三、列傳第一百三十一、鄒元標傳に傳有り。張居正は、字を叔大、江陵の人、嘉靖二十六年の進士。同卷二百十三、列傳第一百一、張居正傳に傳有り。三者の彈劾は張居正の奪情に對するもの。張居正傳に「戶部侍郎李幼孜欲媚居正、倡奪情議、居正惑之。馮保亦固留居正。諸翰林王錫爵・張位・趙志皋・吳中行・趙用賢・習孔教・

沈懋學輩皆以爲不可、弗聽。吏部尙書張瀚以持慰留旨、被逐去。御史曾士楚・給事中陳三讓等遂交章請留。中行・用賢及員外郎文穆・主事沈思孝・進士鄒元標相繼爭之。皆坐廷杖、謫斥有差。」と有る。○嘉靖中大禮……大禮の議とは、傍系より帝位を繼いだ嘉靖帝の實父興獻王の尊號を巡る議論。次節「6大禮之議」を参照。○李善長傳の……『明史』卷一百二十七、列傳第十五に李善長傳有り。李善長は、字を百室、定遠の人。朱元璋に仕え、卽位の後、左相國兼太子少師となり、洪武三年、大いに功臣を封じた際には、開國輔運推誠守正文臣・特進光祿大夫・左柱國・太師・中書左丞相を授けられ、韓國公に封ぜられ、歳祿は四千石、子孫世襲とされる。また、鐵券を與えられ、二死を免じ、子は一死を免ぜられる。本傳に「時封公者、徐達・常遇春子茂・李文忠・馮勝・鄧愈及善長六人。而善長位第一、制詞比之蕭何、褒稱甚至。」と有る。初め、李善長が薦め、姻戚でもあつた丞相胡惟庸が洪武十三年に誅に伏した際、李善長は連坐を免れたが、同十八年、その罪によって妻女弟姪家口七十餘人とともに誅された。本傳の末に「善長死之明年、虞部郎中王國用上言。」と上疏が引かれ、その末に「太祖得書、竟亦不罪也。」と有る。なお、同卷一百四十七、列傳第三十五、解縉傳に、「韓國公李善長得罪死、縉代郎中王國用草疏白其冤。」と有る。○于謙傳の末……于謙は、字を廷益、錢塘の人、永樂十九年の進士。英宗復辟に際して棄市され、その家は籍せられ、戍邊に當てられる。子の于冕は坐して龍門に戍したが、于謙傳の末に、「成化初、冕赦歸、上疏訟冤、得復官賜祭。誥曰……。」と有る。○熊廷弼傳の……熊廷弼は、字は飛百、江夏の人、萬曆二十六年の進士。『明史』卷二百五十九、列傳第一百四十七、熊廷弼傳に傳有り。清との敗戦の責と魏忠賢の恨みから天啓五年棄市される。本傳の末には、崇禎元年の工部主事徐爾一と同年の大學生韓爌等の上書が記されている。○擴廓傳に蔡……擴廓は、擴廓帖木兒、沈丘の人。『明史』卷一百二十四、列傳第十二、擴廓帖木兒傳に傳有り。元の平章察罕帖木兒の養子。元の順帝の太尉・中書平章政事・知樞密院事。元臣皆明に降つた後もひとり塞上に兵を擁し、明兵の北進を止めた。蔡子英は擴廓の幕僚。擴廓敗れて後、單騎關中に走り、南山に亡入す。洪

武帝はその名を聞き官を授けるが受けず、「臣感恩無極、非不欲自竭犬馬。但名義所存、不敢輒渝初志。」云々と上書す。○方國珍傳に……方國珍は、黃巖の人。『明史』卷一百二十三、列傳第十一、方國珍傳に傳有り。本傳に、「國珍乃遣子關奉表乞降曰、臣聞天無所不覆、地無所不載。王者體天法地、於人無所不容。……蓋幕下士簷鼎詞也。」と有る。○明昇傳に楊……明昇は、元明の際の隴蜀王明玉珍の嗣子。『明史』卷一百二十三、列傳第十一、明昇傳に傳有り。本傳に、「(洪武二年)太祖遣使求大木、昇遂并獻方物。帝答以璽書。其冬、遣平章楊璟諭昇歸命。昇不從。璟復遣昇書曰、古之爲國者、同力度德、同德度義、故能身家兩全、流譽無窮、反是者輒敗……。昇終不聽。」と有る。

【現代語譯】

『明史』は諸臣の奏議について、すべて當時の國家の利害に切實であるものは、多くこれを載せている。蔣欽の劉瑾に對する彈劾、沈鍊・楊繼盛の嚴嵩に對する彈劾、吳中行・趙用賢・鄒元標の張居正に對する彈劾、楊漣の魏忠賢に對する彈劾は、どれもその全文を載せて一字も遺漏がないというのは、正に修史者がその深意を明らかにしているのである。嘉靖中の大禮の議については、毛澄等の孝宗を主考とする者と、張璁・桂萼・方獻夫等の興獻王を主考とする者と、各々の主張に一理が有るので、ともにその上疏を存し、閲讀する者に兩者の言説を参照し合い見させることで、ことの是非が自然と明らかになるようにしてある。これ以外には、李善長傳の末尾に、王國用が李善長のために彼の冤罪を訟えた一疏を載せることで、李善長が無實の罪に誅殺されたことを明らかにしたり、于謙傳の末尾に、成化中に生前の官に復し、敕使を賜って祭らせたこと、また、その祭文を載せることで、于謙が無實の罪によって殺害されたことを明らかにしたり、熊廷弼傳の末尾に、韓爌が熊廷弼の首を遺族に與えて故郷に歸って埋葬させることを請願した一疏を載せ、その内容が誠實な文章で公平に議論されていることで、熊廷弼の功罪が確定した等のことは、これもまた亂らに書き入れ

たというものではない。これらには、作史者の意圖を見ることが出来る。擴廓傳に蔡子英が明の太祖に上奏した一書を載せ、方國珍傳に魯鼎が代作した降伏を請願する上表文を載せ、明升傳には、楊璟の降伏を諭す一書を載せている等に至っては、またその文に、どれも先秦西漢の風骨が有ることから、ともにこれを收存しているのである。（これらを）
閱る者は、細心注意して讀むことで、その去取の妥當性を知ることが出来る。

（田中良明）

【原文】

6 大禮之議

明史傳贊持論雖本忠厚而皆協是非之公如嘉靖中大禮之議天下後世萬口一詞皆是楊廷和非張璉等明史傳贊獨謂廷和等徒泥司馬光程頤濮園之說英宗長育宮中名稱素定世宗奉詔嗣位承武宗後事勢各殊諸臣徒見先賢大儒成說可據而未準酌情理以求至當爭之愈力失之愈深此論直足破當時循聲附和之謬也按廷和等所據者漢定陶南頓及宋濮園三事漢成帝立定陶王爲皇太子立楚孝王孫景爲定陶共王後共王者太子本生父也此一據也漢光武中興先立四親廟推南頓君以上至舂陵節侯後以張純竇融等議乃以宣元成哀平五帝代四親廟而別爲南頓君立皇考廟此二據也宋仁宗立濮安懿王子於宮中爲皇太子是爲英宗英宗登極司馬光謂濮王宜尊以高官大爵稱皇伯而不名范鎮亦言陛下既考仁宗若復以濮王爲考於義未當程頤又言爲人後者謂所後爲父母而謂所生爲伯父母此三據也不知漢哀帝宋英宗早經成帝仁宗預立爲子其不得考共王濮王固宜漢至哀平國統中絕光武崛起重復漢祚雖曰繼統實係創興原不必以宣元以下爲親廟其舍本生而立宣元以下親廟本漢儒之謬也即立宣元親廟矣而其別立南頓君廟亦仍曰皇考廟竝未嘗去皇考之稱也至如明世宗之入繼也以武宗無子而祖訓有兄終弟及之義故世宗以倫序得立若以繼統而即當考所繼之君則宜考武宗矣以武宗從兄不當考而考孝宗則又抹煞武宗一代矣孝宗在日自有武宗竝未嘗立世宗爲嗣也

世宗之生在孝宗既崩之後竝未嘗奉孝宗命爲嗣也故廷和草武宗傳位遺詔亦但云皇考孝宗敬皇帝親弟興獻王長子某倫序當立遵奉祖訓兄終弟及之文告于宗廟迎嗣皇帝位其草世宗卽位詔亦云奉皇兄遺詔入奉宗祧皆未敢明言以世宗爲孝宗子也而奈何使之舍本生而考世父此本廷和等之自爲窒礙毋怪張璉等之伺間也璉之論曰漢成帝之于哀帝宋仁宗之於英宗皆預立爲嗣養之宮中其爲人後之義甚明今武宗無嗣大臣遵祖訓以倫序立陛下何得與預立爲嗣者同例而論哉方獻夫疏曰程頤濮議謂英宗既以仁宗爲父不當復以濮王爲親此非宋儒之說不善實今日之事不同蓋仁宗嘗育英宗於宮中孝宗未嘗立陛下於宮中孝宗未嘗以陛下爲後陛下亦未嘗後孝宗也此二說者明白了當自爲千古不易之論故其疏一出楊一清亦早心折之世徒以考興獻者多小人考孝宗者多正人遂忘其立論之是非折衷於至當此豈得爲篤論乎宋高宗將立孝宗爲嗣命廷臣集議本生父封爵汪應辰定其稱曰太子本生之親高宗親筆降敕曰皇太子所生父可封秀王此何等光明正大高宗鞠孝宗於宮中命之爲子尙不沒其本生父之稱況世宗由藩王入繼素未有儲貳之稱乃欲使之舍生父而考世父乎可見廷和等但拘濮議竝高宗封秀王之事亦不及知此廷和等之陋也自明史傳贊出而此事之是非始定矣

【書(下)】

6 大禮の議

明史の傳贊は、論を持すること忠厚に本づくとも雖も、而れども皆是非の公に協ふ。嘉靖中大禮の議の如きは、天下後世萬口一詞、皆楊廷和を是として張璉等を非とするも、明史の傳贊は獨り、「廷和等の徒司馬光・程頤の濮園の説に泥む。英宗は宮中に長育せられ、名稱素より定まり、世宗は詔を奉じ位を嗣ぎ武宗の後を承け、事勢各々殊なる。諸臣徒だ先賢大儒の成説の據る可きを見るのみにして、未だ情理を準酌し以て至當を求めず、之を争ふこと愈々力め、之を失すること愈々深し。」と謂ふ。此の論直だ當時の聲に循ひ附和するの謬を破るに足るのみなり。按ずるに、廷和等の據る所

の者、漢の定陶・南頓及び宋の濮園の三事。漢の成帝、定陶王を立て皇太子と爲し、楚孝王之孫景を立て定陶共王の後と爲す。共王とは太子の本生の父なり。此れ一據なり。漢の光武の中興、先づ四親廟を立て南頓君以上を推し、春陵節侯に至り、後に張純・竇融等の議を以て乃ち宣・元・成・哀・平五帝を以て四親廟に代へ、而して別に南頓君の爲に皇考廟を立つ。此れ二據なり。宋の仁宗、濮安懿王の子を宮中に立て皇太子と爲す。是を英宗と爲す。英宗登極し、司馬光謂ふ、濮王宜しく尊ぶに高官大爵を以てし、皇伯と稱して名いはざるべし、と。范鎮も亦た言ふ、陛下既に仁宗を考とし若し復た濮王を以て考と爲さば義に於いて未だ當たらざらんと。程頤も又言ふ、人の後と爲る者は後とする所を謂ひて父母と爲し、生む所を謂ひて伯父母と爲す、と。此れ三據なり。知らず、漢の哀帝・宋の英宗、早に成帝・仁宗の預め立て子と爲すを経れば、其の共王・濮王を考とするを得ざるは固より宜なるを。漢は哀平に至り國統中絶し、光武崛起し漢祚を重復す。統を繼ぐと曰ふと雖も、實は創興に係り、原より必ずしも宣元以下を以て親廟と爲さず。其の本生を捨てて宣元以下の親廟を立てるは、本より漢儒の謬なり。即ち宣元の親廟を立て、而して其れ別に南頓君廟を立て亦た仍ほ皇考廟と曰ひ、竝して未だ嘗て皇考の稱を去らざるなり。明の世宗の入繼するが如きに至りてや、武宗子無く、而して祖訓に兄終弟及の義有るを以て、故に世宗倫序を以て立つを得。若し繼統を以てすれば、即ち當に繼ぐ所の君を考とすべく、則ち宜しく武宗を考とすべし。武宗は從兄なるを以て當に考とすべからずして孝宗を考とすれば、則ち又武宗一代を抹煞す。孝宗在りし日、自ら武宗有れば、竝して未だ嘗て世宗を立て嗣と爲さざるなり。世宗の生まるるは、孝宗既に崩ずるの後に在れば、竝して未だ嘗て孝宗の命を奉じて嗣と爲らざるなり。故に廷和武宗の位を傳ふるの遺詔を草し、亦た但だ云ふ、皇考孝宗敬皇帝の親弟興獻王の長子某、倫序當に立つべし、祖訓の兄終弟及の文を遵奉し、宗廟に告げ、迎へ皇帝位を嗣がしめよ、と。其れ世宗即位の詔を草し、亦た云ふ、皇兄の遺詔を奉じ、入りて宗祧を奉ず、と。皆未だ敢へて世宗を以て孝宗の子と爲すを明言せざるなり。而るに奈何ぞ之をして本生を捨てて世父を考とせしめ

んや。此れ本より廷和等の自ら窒礙を爲すにて、張璠等の伺間を怪む母れ。璠の論に曰く、漢の成帝の哀帝に于けるや、宋の仁宗の英宗に於けるや、皆預め立て嗣と爲し之を宮中に養ひ、其の人後の義爲るは甚だ明かなり。今、武宗に嗣無く、大臣祖訓に遵ひ倫序を以て陛下を立つ。何ぞ預め立て嗣と爲す者と例を同じくして論ずるを得んや、と。方獻夫の疏に曰く、程頤の濮議に謂ふ、英宗既に仁宗を以て父と爲せば、當に復た濮王を以て親と爲すべからず、と。此れ宋儒の説善からざるに非ず、實に今日の事同じからず、蓋し仁宗嘗て英宗を宮中に育ふ、孝宗未だ嘗て陛下を宮中に立てず、孝宗未だ嘗て陛下を以て後と爲さず。陛下も亦た未だ嘗て孝宗を後がざるなり、と。此の二説は明白了當、自ら千古不易の論爲り。故に其の疏一たび出づれば、楊一清も亦た心を早くして之に折る。世は徒だ興獻を考とする者は小人多く、孝宗を考とする者は正人多きを以て、遂に其の立論の是非を忘れ、至當に折衷す。此れ豈に篤論爲るを得んや。宋の高宗將に孝宗を立て嗣と爲さんとせしとき、廷臣に命じて本生の父の封爵を集議せしむ。汪應辰其の稱を定めて太子の本生の親と曰ふ。高宗親筆もて敕を降し、皇太子生む所の父をば秀王に封ず可しと曰ふ。此れ何等の光明正大。高宗孝宗を宮中に鞠ひ、之に命じ子と爲し、尙ほ其の本生の父の稱を沒せず。況や世宗は藩王由り入り繼ぎ、素より未だ儲貳の稱有らず、乃るに之をして生父を捨てて世父を考とせしめんと欲するをや。見る可し、廷和等は但だ濮議に拘り並せて高宗秀王を封ずるの事も亦た知るに及ばざるを。此れ廷和等の陋なり。明史の傳贊出でて自り而ち此の事の是非始めて定まれり。

【語注】

○明史の傳贊……『明史』卷一百九十一、列傳第七十九、毛澄等の傳の贊に、「贊曰、大禮之議、楊廷和爲之倡、舉朝翕然同聲、大抵本末司馬光・程頤濮園議。然英宗長育宮中、名稱素定、而世宗奉詔嗣位、承武宗後、事勢各殊。諸臣徒

見先賢大儒成說可據、求無得罪天下後世、而未暇爲世宗熟計審處・準酌情理・以求至當、爭之愈力、失之愈深、惜夫。」と有る。○英宗は宮中……宋の英宗、趙曙のこと。『宋史』卷十三、本紀第十三、英宗本紀に、「濮安懿王允讓第十三子。……。明道元年正月三日、生於宣平坊第。……。四歲、仁宗養於內。寶元二年、豫王生、乃歸濮邸。……。（嘉祐七年八月）戊寅、立爲皇子。……。甲辰、見清居殿。自是、日再朝、或入侍禁中。……。八年、仁宗崩。夏四月壬申朔、皇后傳遺詔、命帝嗣皇帝位。」と有る。○世宗は詔を……明の世宗、朱厚熜、嘉靖帝のこと。『明史』卷十七、本紀第十七、世宗本紀一に、「憲宗孫也。父興獻王祐△、國安陸、正德十四年薨。帝年十有三、以世子理國事。十六年三月辛酉、未除服、特命襲封。丙寅、武宗崩。無嗣、慈壽皇太后與大學士楊廷和定策、遣太監谷大用・韋彬・張錦・大學士梁儲・定國公徐光祚・駙馬都尉崔元・禮部尙書毛澄、以遺詔迎王於興邸。夏四月癸未、發安陸。癸卯、至京師、止於郊外。禮官具儀、請如皇太子卽位禮。王顧長史袁宗臯曰、『遺詔以我嗣皇帝位、非皇子也。』大學士楊廷和等請、如禮臣所具儀由東安門入、居文華殿、擇日登極。不允。會皇太后趣羣臣上箋勸進、乃卽郊外受箋。是日日中、入自大明門、遣官告宗廟社稷、謁大行皇帝几筵、朝皇太后、出御奉天殿、卽皇帝位。」と有る。○三事以下に擧げる三事の文は、『明史』卷一百九十一、列傳第七十九、毛澄傳に、「世宗踐阼甫六日、有旨議興獻王主祀及尊稱。五月七日戊午、澄大會文武羣臣、上議曰……。」と見える上奏文の節略。○漢の成帝定……『漢書』卷十、成帝紀第十に、「（綏和元年）二月癸丑、詔曰、『朕承太祖鴻業、奉宗廟二十五年、德不能綏理宇內、百姓怨望者衆。不蒙天祐、至今未有繼嗣、天下無所係心。觀于往古近事之戒、禍亂之萌、皆由斯焉。定陶王欣於朕爲子、慈仁孝順、可以承天序、繼祭祀。其立欣爲皇太子。……。』……。冬十一月、立楚孝王孫景爲定陶王。」と有り、同卷十一、哀帝紀第十一、「孝哀皇帝、元帝庶孫、定陶恭王子也。母曰丁姬。年三歲嗣立爲王、長好文辭法律。元延四年入朝、……。成帝由此以爲不能、而賢定陶王、數稱其材。……。明年、使執金吾任宏守大鴻臚、持節徵定陶王、立爲皇太子。謝曰、『臣幸得繼父守藩爲諸侯王、材質不足以假充太子之宮。陛

下聖德寬仁、敬承祖宗、奉順神祇、宜蒙福祐子孫千億之報。臣願且得留國邸、旦夕奉問起居、俟有聖嗣、歸國守藩。」書奏、天子報聞。後月餘、立楚孝王孫景爲定陶王、奉恭王祀、所以獎厲太子專爲後之誼。語在外戚傳。綏和二年三月、成帝崩。四月丙午、太子卽皇帝位、謁高廟。」と有り、同卷八十、宣元六王傳第五十、定陶共王康傳に、「成帝卽位、緣先帝意、厚遇異於它王。十九年薨、子欣嗣。十五年、成帝無子、徵入爲皇太子。上以太子奉大宗後、不得顧私親、乃立楚思王子景爲定陶王、奉共王後。成帝崩、太子卽位、是爲孝哀帝。卽位二年、追尊共王爲共皇、置廢廟京師、序昭穆、儀如孝元帝。徙定陶王景爲信都王云。」と有る。○漢の光武の……『後漢書』卷三十五、列傳第二十五、張純傳に、「建武初、舊章多闕、每有疑議、輒以訪純。自郊廟婚冠喪紀禮儀、多所正定。帝甚重之、以純兼虎賁中郎將、數被引見、一日或至數四。純以宗廟未定、昭穆失序、十九年、乃與太僕朱浮共奏言、『……竊以經義所紀、人事衆心、雖實同創革、而名爲中興、宜奉先帝、恭承祭祀者也。元帝以來、宗廟奉祠高皇帝爲受命祖、孝文皇帝爲太宗、孝武皇帝爲世宗、皆如舊制。又立親廟四世、推南頓君以上盡於舂陵節侯。禮、爲人後者則爲之子、既事大宗、則降其私親。今禘祫高廟、陳序昭穆、而舂陵四世、君臣竝列、以卑廁尊、不合禮意。設不遭王莽、而國嗣無寄、推求宗室、以陛下繼統者、安得復顧私親、違禮制乎。昔高帝以自受命、不由太上、宣帝以孫後祖、不敢私親、故爲父立廟、獨羣臣侍祠。臣愚謂宜除今親廟、以則二帝舊典、願下有司博探其議。』詔下公卿、大司空竇融議、『宜以宣・元・成・哀・平五帝四世代今親廟、宣・元皇帝尊爲祖・父、可親奉祠、成帝以下、有司行事、別爲南頓君立皇考廟。其祭上至舂陵節侯、羣臣奉祠、以明尊尊之敬、親親之恩。』帝從之。是時宗廟未備、自元帝以上祭於洛陽高廟、成帝以下祠於長安高廟、其南頓四世隨所在而祭焉。」と有り、『續漢書』志第九、祭祀志下、宗廟に、「光武帝建武二年正月、立高廟于雒陽。四時祫祀、高帝爲太祖、文帝爲太宗、武帝爲世宗、如舊。餘帝四時春以正月、夏以四月、秋以七月、冬以十月及臘、一歲五祀。三年正月、立親廟雒陽、祀父南頓君以上至舂陵節侯。時寇賊未夷、方務征伐、祀儀未設。至十九年、盜賊討除、戎事差息。於

是五官中郎將張純與太僕朱浮奏議、『禮、爲人子事大宗、降其私親。禮之設施、不授之與自得之異意。當除今親廟四。孝宣皇帝以孫後祖、爲父立廟於奉明、曰皇考廟、獨羣臣侍祠。願下有司議先帝四廟當代親廟者及皇考廟事。』下公卿・博士・議郎。大司徒涉等議、『宜奉所代、立平帝・哀帝・成帝・元帝廟、代今親廟。兄弟以下、使有司祠。宜爲南頓君立皇考廟、祭上至舂陵節侯、羣臣奉祠。』時議有異、不著。上可涉等議、詔曰、『以宗廟處所未定、且祿祭高廟。其成・哀・平且祠祭長安故高廟。其南陽舂陵歲時各且因故園廟祭祀。園廟去太守治所遠者、在所令長行太守侍祠。惟孝宣帝有功德、其上尊號曰中宗。』於是雒陽高廟四時加祭孝宣・孝元、凡五帝。其西廟成・哀・平三帝主、四時祭於故高廟。東廟京兆尹侍祠、冠衣車服如太常祠陵廟之禮。南頓君以上至節侯、皆就園廟。南頓君稱皇考廟、鉅鹿都尉稱皇祖考廟、鬱林太守稱皇曾祖考廟、節侯稱皇高祖考廟、在所郡縣侍祠。』と有る。○司馬光謂ふ……『宋史』卷三百三十六、列傳第九十五、司馬光傳に、「光料必有追隆本生事、即奏言、『漢宣帝爲孝昭後、終不追尊衛太子・史皇孫。光武上繼元帝、亦不追尊鉅鹿・南頓君。此萬世法也。』後詔兩制集議漢王典禮、學士王珪等相視莫敢先。光獨奮筆書曰、『爲人後者爲之子、不得顧私親。王宜準封贈期親尊屬故事、稱爲皇伯、高官大國、極其尊榮。』議成、珪即命吏以其手稿爲按。既上與大臣意殊、御史六人爭之力、皆斥去。光乞留之、不可、遂請與俱貶。○范鎮も亦た……『宋史』卷三百三十七、列傳第九十六、范鎮傳に、「遷翰林學士。中書議追尊漢王、兩制・臺諫與之異、詔禮官檢詳典禮。鎮判太常寺、率其屬言、『漢宣帝於昭帝爲孫、光武於平帝爲祖、其父容可稱皇考、議者猶非之、謂其以小宗合大宗之統也。今陛下既以仁宗爲考、又加於漢王、則其失非特漢二帝比。凡稱帝若考、若寢廟、皆非是。』執政怒、召鎮責曰、『方令檢詳、何遽列上。』鎮曰、『有司得詔、不敢稽留、即以聞、乃其職也。奈何更以爲罪乎。』會草制、誤遷宰相官、改侍讀學士。』と有る。○程頤も又言……『明史』卷一百九十一、列傳第七十九、毛澄傳に、「世宗踐阼甫六日、有旨議興獻王主祀及尊稱。五月七日戊午、澄大會文武羣臣、上議曰、『……程頤之言曰、爲人後者、謂所後爲父母、而謂所生爲伯・叔父母、此生人之大倫

也。然所生之義至尊至大、宜別立殊稱。曰皇伯叔父某國大王、則正統既明、而所生亦尊崇極矣。……。」と有る。『伊川先生文集』卷一、代彭中丞論濮王稱親疏に據るか。○世宗の生ま……。「世宗は詔を」の注に引いた世宗本紀に、「父興獻王祐△、國安陸、正德十四年薨。帝年十有三。」と有る。○武宗の位を……『明史』卷一百九十、列傳第七十八、楊廷和に、「先是、武宗崩、廷和草遺詔言、『皇考孝宗敬皇帝親弟興獻王長子某、倫序當立。遵奉祖訓兄終弟及之文、告於宗廟、請於慈壽皇太后、迎嗣皇帝位。』」と有る。○世宗即位の……『明史』卷一百九十、列傳第七十八、楊廷和に、「（世宗）乃御行殿受箋、由大明門直入、告大行几筵、日中即帝位。詔草言、『奉皇兄遺詔入奉宗祧。』」と有る。○璫の論に曰……『明史』卷一百九十六、列傳第八十四、張璫傳に、「世宗初踐阼、議追崇所生父興獻王。廷臣持之、議三上三卻。璫時在部觀政、以是年七月朔上疏曰、『孝子之至、莫大乎尊親。尊親之至、莫大乎以天下養。……。廷議執漢定陶・宋濮王故事、謂爲人後者爲之子、不得顧私親。夫天下豈有無父母之國哉。記曰、禮非天降、非地出、人情而已。漢哀帝・宋英宗固定陶・濮王子、然成帝・仁宗皆預立爲嗣、養之宮中、其爲人後之義甚明。故師丹・司馬光之論行於彼一時則可。今武宗無嗣、大臣遵祖訓、以陛下倫序當立而迎立之。遺詔直曰、興獻王長子。未嘗著爲人後之義。……。』」と有る。○方獻夫の疏……『明史』卷一百九十六、列傳第八十四、方獻夫傳に、「嘉靖改元夏遷朝、道間大禮議未定、草疏曰、「……。今孝宗嘗有武宗矣、未嘗以陛下爲子。陛下於孝宗未嘗服三年之服、是實未嘗後孝宗也、而強稱之爲考、豈名實哉。爲是議者、未見其合於禮經之言也。又按程頤濮議謂『英宗既以仁宗爲父、不當以濮王爲親。』此非宋儒之說不善、實今日之事不同。蓋仁宗嘗育英宗於宮中、是實爲父子。孝宗未嘗育陛下於宮中、其不同者一。孝宗有武宗爲子矣、仁宗未嘗有子也、其不同者二。濮王別有子可以不絕、興獻帝無別子也、其不同者三。豈得以濮王之事比今日之事哉。爲是議者、未見其善述宋儒之說也。」と有る。○楊一清も亦……『明史』卷一百九十八、列傳第八十六、楊一清傳に、「初大禮議起、一清方家居、見張璫疏、寓書門人喬宇曰、『張生此議、聖人復起、不能易也。』」又勸席書早赴召、以定大議。」

と有る。○宋の高宗將……『宋史』卷三百八十七、列傳第一百四十六、汪應辰傳に、「(紹興)三十二年建儲、以孝宗名與唐廬江王・晉楚王同、詔改爲暉、應辰以爲與唐昭宗同、白左相陳康伯、遂改今名。集議秀王封爵、應辰定其稱曰『太子本生之親』。議入、內降曰、『皇太子所生父、可封秀王。』」と有る。また、同卷三百八十八、列傳第一百四十七、唐文若傳に、「上將內禪、前數日手詔追崇皇太子所生父、文若既書黃、因過周必大誦聖德、而疑名稱未安、歸白宰相、請更黃。堂吏不可、文若執不已、宰相以聞。詔改稱本生親、尋又改宗室子稱、其後詔稱皇兄。」と有る。

【現代語譯】

『明史』の傳の贊は、論の持ち方が忠厚に基づくが、しかしながら全て是非の公平さに適っている。嘉靖中の大禮の議などは、天下の後世は口を揃えて、皆が楊廷和を是として張璁等を非とするが、『明史』の傳の贊だけは、「廷和等の徒は司馬光・程頤の濮園の説に拘泥した。宋の英宗は宮中で(皇太子として)育てられたので、その名稱はもとより定まっていたが、世宗は詔を奉じて帝位を嗣いで武宗の後を承けたので、事情がそれぞれ異なっている。諸臣はただ先賢大儒の成した説の依據できるものだけを見ただけで、情理を酌量して最も適切な答えを求めようとしなかったので、論争に力を費やすほど、深く道理を失っていった。」と云っている。この論はまったく當時の間聞がままに追隨していた者たちの誤りを言い破るのに充分である。考えてみるに、楊廷和等が依據したのは、漢の定陶と南頓、それに宋の濮園の三事である。漢の成帝は定陶王を立てて皇太子とし、楚孝王の孫の景を立てて定陶共王の後嗣とした。共王とは太子の生みの父である。これが一つめの根據である。後漢の光武帝が漢を中興すると、先に四親廟を立てて父の南頓君以上を尊んで、春陵節侯までに至ったが、後に張純・竇融等の議によって宣・元・成・哀・平五帝を四親廟に代え、別に南頓君のために皇考廟を立てた。これが二つめの根據である。宋の仁宗は濮安懿王の子を宮中に立てて皇太子とした。これ

が英宗である。英宗が即位すると、司馬光は「濮王については官職を高くし爵位を大きくすることで尊び、皇伯と稱して諱を呼ばないようにするべきだ。」と言った。范鎮もまた、「陛下はすでに仁宗を考（父）としているのだから、もしまた濮王を考とすれば義に於いて不適當である。」と言った。程頤もまた、「人の後嗣となった者は、後嗣とする者を父母とし、生んだ者を伯父母とする。」と言っている。これが三つめの根據である。そもそもいったい、漢の哀帝と宋の英宗は、早くから成帝・仁宗が預め立てて子とした経緯があるのだから、彼らが共王・濮王を考とすることができないのは、元來もつともなことである。漢は哀帝・平帝の代で國統が中絶し、光武帝が決起して再度漢朝を興した。これは漢の統を繼ぐと言っているが、實は創始して國を興したのであり、もともと宣帝・元帝以下を親廟とする必要はないのである。その生みの親を捨てて宣帝・元帝以下の親廟を立てるのは、そもそも漢儒の誤謬である。そこで宣帝・元帝の親廟を立てても、また別に南頓君廟を立ててそれを皇考廟と呼んでおり、決して皇考という名稱を取り去らなかつたのである。明の世宗が帝室に入り帝位を繼いだことは、武宗に子が無く、そして祖訓に兄終弟及の義が有つたので、そのために世宗が順番によって即位することができたのである。もし、明の統を繼いだことに由るならば、繼いだ君主を考とすべきであり、武宗を考とすべきである。（しかし）武宗は（世宗の）從兄であるから考とできないので孝宗を考とするのであれば、それではまた武宗一代を抹消してしまう。孝宗は在位中に、自分の子の武宗がおり、決して世宗を立てて後嗣としたことはなかつた。世宗が生まれたのは、孝宗がすでに崩御した後であるから、決して孝宗の命を奉じて後嗣なったこともなかつた。そのため楊廷和は、武宗の位を傳える遺詔を草した時にも、また「皇考孝宗敬皇帝の親弟である興獻王の長子某は、順序から帝位に立つべきであり、祖訓の兄終弟及の文を遵奉し、宗廟に告げ、迎えて皇帝位を嗣がせよ。」と言った。世宗の即位する詔を草した時には、また、「皇兄の遺詔を奉じ、入りて宗廟を奉ず。」と言った。どちらも世宗を孝宗の子とすると明言してはいない。それがどうして世宗に生みの親を捨てて伯父を考とさ

せようとしたのか。これはもともと楊廷和等が自分から齟齬をなしていたのであって、張璉等がその隙を繋いだのも無理からぬことである。張璉の論に、「漢の成帝は哀帝に對して、宋の仁宗は英宗に對して、どちらも預め立てて後嗣として彼らを宮中に養ったので、それぞれの後嗣としての意義は大變明確である。今、武宗には（崩御まで）後嗣が無く、大臣は祖訓に遵守して順番によって陛下を立てました。どうして預め立てて後嗣となった者と例を同じくして論ずることができましようか。」と言った。方獻夫の疏に、「程頤の濮議には、『英宗はすでに仁宗を父としているので、また濮王を親とするべきではありません。』と言っています。これは宋儒の説が善くないではありません、實に今日の事と同じではないのであり、思うに仁宗は嘗て英宗を宮中に育てましたが、孝宗は陛下を宮中に立てておりませんし、孝宗も陛下を後嗣としてはおりません。陛下もまた孝宗を繼いではいないのです。」と言っている。この二説は明白至當であり、千古不易の論である。そのためこの疏が一たび世に出ると、楊一清ですら早々に屈したのである。世の者はただ、興獻を考とする者には小人が多く、孝宗を考とする者には正人が多いことから、そのままその立論の是非を忘れ、適當に折衷してしまつた。これがどうして適確な評論とならうか。宋の高宗が孝宗を立てて後嗣としようとした時、朝廷の臣下に命じて生みの父の封爵を議論させた。汪應辰はその稱を定めて「太子の生み（本生）の親」と言つた。高宗は自ら筆を執つて敕を降し、「皇太子生む所の父を秀王に封ず可し」と言つた。これはなんと光明正大なことであろうか。高宗は孝宗を宮中に養育し、彼に命じて子とし、またなおその「生み（本生）の父」の名稱を失わせなかつた。ましてや世宗は藩王の身分より帝室に入つて帝位を繼いだのであり、そもそも太子の稱すらなかつたのといふのに、生みの父を捨てて伯父を考とさせようとしたのならなおさらである。ここに、楊廷和等がただ宋の濮議に拘つただけで、決して高宗が秀王を封じた事も知ることがなかつたことが見られよう。これは楊廷和等の見識の狭さである。『明史』の傳の贊が世に出でから、この事の是非は始めて定まつた。

【原文】

7 明史行文典雅

王越傳越提督軍務秦王設妓樂以宴之越曰下官爲王吠犬久矣甯無以相酬者遂盡乞其妓樂以歸或疑下官二字唐宋以來史傳久無此稱不知此正士大夫對藩王之稱宋孝武定制諸王封國者其封內官止稱下官不許稱臣明史正引用此典雖小節亦見其措詞不苟也〔明史范輅傳太祖定制王府屬僚稱官後乃稱臣其餘文武及京官出使者皆稱官是朝官見王自稱官正有明之制〕

【書き下し文】

7 明史は行文典雅

王越傳に、「越軍務を提督し、秦王妓樂を設け以て之を宴す。越曰く『下官は王の爲に吠犬すること久し、甯ぞ以て相酬ゆる者無からんや。』と。遂に盡く其の妓樂を乞ひ以て歸る。」と。或るひと下官の二字を疑ひ、「唐・宋以來の史傳久しく此の稱無し。」と。此れ正に士大夫の藩王に對ふるの稱なるを知らず。宋の孝武制を定め、諸王の國に封ぜられし者、其の封内の官は止だ下官と稱し、臣と稱するを許さず。明史は正しく此の典を引用し、小節と雖も亦た其の措詞の苟しくもせざるを見るなり。〔明史范輅傳に、「太祖制を定め、王府の屬僚は官と稱し、後は乃ち臣と稱す。其餘の文武及び京官の使に出づる者は、皆な官と稱す。」と。是れ朝官の王に見ゆるに自ら官と稱すは、正に有明の制なり。〕

【語注】

○王越傳に越：王越は、字は世昌、濬の人。景泰二年の進士。本紀・本傳に據れば、天順七年に大同巡撫都御史韓雍に代わり右副都御史に拔擢されて大同を巡撫して以來、成化三年に、撫寧侯朱永が蒙古の毛里孩を征する際に軍務を贊理し、五年冬には河套への入寇を征し、七年には延綏の軍務を總督し、十六年に朱永が蒙古の亦思馬因の入寇を禦ぐに際して軍務を提督する等、西方に軍功を重ね、弘治十一年、甘州に卒す。『明史』卷一百七十一、列傳第五十九、王越傳に傳有り。本傳に、「性故豪縱。嘗西行謁秦王、王開筵奏妓。越語王、『下官爲王吠犬久矣、寧無以相酬者。』因盡乞其妓女以歸。」と有る。なお、同卷一百、表第一、諸王世表一、太祖二十六子に據れば、この秦王は、惠王公錫（天順二年襲封、成化二十二年薨。）か、その子の簡王誠泳（弘治元年襲封、十一年薨。）である。○宋の孝武制：『宋書』卷十八、志第八、禮志五に、「（宋孝武孝建元年）十月己未、大司馬江夏王義恭・驃騎大將軍竟陵王誕表改革諸王車服制度。凡九條、表在義恭傳。と有り、同卷六十一、列傳第二十一、江夏文獻王義恭傳に、「又與驃騎大將軍竟陵王誕奏曰、『臣聞侑懸有數、等級異儀、珮笏有制、卑高殊序。……』詔付外詳。有司奏曰、『……郡縣內史相及封內官長、於其封君、既非在三、罷官則不復追敬、不合稱臣、宜止下官而已。』」と有る。○明史范輅傳：『明史』卷一百八十八、列傳第七十六、范輅傳に、「寧王宸濠令諸司以朝服見、輅不可。奏言、『高帝定制、王府屬僚稱官、後乃稱臣、其餘文武及京官出使者皆稱官、朝使相見以便服。今天下王府儀注、制未畫一。臣以爲尊無二上、凡不稱臣者、皆不宜具朝服、以嚴大防。』章下禮官議。宸濠馳疏爭之、廷議請如輅言。」と有る。なお、同卷七十五、志第五十一、職官志四に、王府の長史司の制度を敘し、建文年間に増置された親王の賓輔、伴讀・伴講・伴書の三伴、郡王の賓友、教授等の官については、「進見時、侍坐、稱名而不稱臣。禮如賓師。」と有る。

王越傳に、「王越が軍務を提督すると、秦王は妓樂を設けて王越をもてなした。王越は『下官は王のためにお仕えすることが長いのに、どうして報賞が無いことがありますか。』と言った。そのまますべての妓女を貰い受け連れて歸つた。」とある。或る人がこの下官の二字を疑い、「唐や宋以降の史書に長い間この自稱は無い。」としているが、これが正に士大夫が藩王に應對するときの自稱であったことを知らないのである。宋の孝武帝は制度を定めて、封國を與えられた諸王について、その封國內の官はただ下官と自稱するだけで、臣と稱することを許さなかった。『明史』は正しくこの典故に據って（下官の語を）用いており、短い文書であっても言葉の選びがいい加減でないことが見える。「『明史』范輅傳に、「太祖が制度を定めて、王府の屬僚は官と自稱し、後には臣と自稱しました。それ以外の文武の官と京官の使者に出た者はすべて官と自稱しました。」とある。これは朝廷の官が王に謁見するのに官と自稱していたのは、正に明朝の制度なのである。』

（石井靖朗）

【原文】

8 史傳俗語

史傳中有用極俗語者唐書以前不多見惟齊書文帝幸豫章王嶷第須由宋長甯陵隧道過帝曰我便是入他家墓內尋人薛安都傳京師無百里地若不能勝便當拍手笑殺北史宇文化及謂許善心曰我好欲放你乃敢如此不遜又化及謂李密曰我與你論相殺事隋書太子勇曰阿娘不與我一好婦女亦是可恨舊唐書鄭綰傳綰聞將拜相曰萬一如此笑殺他人史思明將死罵曹將軍曰這胡誤我宦官劉季述廢昭宗手持銀搥數上罪云某事你不從我定此數語皆以俗吻入文此外不更見也至宋遼史乃漸多遼史伶官羅衣輕傳興宗嘗與太弟重元雙陸時重元有異志羅衣輕指局寓諷曰雙陸休癡和你都輸去也又羅衣輕以詼諧將見殺太子曰打禪底不是黃幡綽

應聲曰行兵底不是唐太宗乃笑而釋之宋史俗語尤多邵雍傳程顥與雍論數謂先生之數只是加一倍法雍驚曰大哥怎恁地聰明又謝良佐曰富鄭公身兼將相堯夫只將做小兒良佐又謂程頤曰一年只去得個矜字仔細檢點得來病痛盡在這裏若按伏得這病方有進向處張翥傳蔡京謂翥曰覺得眼前盡是面諛脫取官職去底人王珪傳葉祖洽追論建儲曰珪語李清臣云他自家事外廷不當管蘇雲卿傳漕帥謂朝廷仗張魏公了此事雲卿曰此事恐怕他未便了得在施全傳全刺秦檜被執檜曰你真是一心風否全曰我不是心風滿朝都要殺虜你偏要與虜和故此我要殺你汪立信傳立信謂賈似道曰平章平章瞎賊今日更說一句不得今江南無一寸乾淨地我去尋一片趙家地上死耳文天祥傳天祥至燕阿合馬顧左右曰此人生死由我天祥曰要殺便殺道甚由你不由你又元史泰定帝既既位一詔全係翻譯蒙古文今錄出以見一時文誥之體詔云薛禪皇帝可憐見嫡孫裕宗皇帝長子我仁慈甘麻刺翁翁根底封授晉王統領成吉思皇帝四箇大幹耳朵及軍馬達達國士都付來依著薛禪皇帝聖旨小心謹慎但凡軍馬人民的不揀甚麼勾當裏遵守正道行來的上頭數年之間百姓得安業在後完澤篤皇帝教我繼承位次大幹耳朵裏委付了來已委付了的大營盤看守著扶立了兩箇哥哥曲律皇帝普顏篤皇帝姪碩德八剌皇帝我累朝皇帝根底不謀異心不圖位次依本分與國家出氣力行來諸王哥哥兄弟每衆百姓每也都理會的也者今我的姪皇帝生了也麼道迤南諸王大臣軍上的諸王駙馬臣僚達達百姓每衆人商量著大位次不宜久虛惟我是薛禪皇帝滴派裕宗皇帝長孫大位次裏合坐地的體例有其餘爭立的哥哥兄弟也無有這般晏駕其間比及整治以來人心難測宜安撫百姓使天下人心得甯早就這裏即位提說上頭從著衆人的心九月初四日於成吉思皇帝的大幹耳朵裏大位次裏坐了也交衆百姓每心安的上頭赦書行有云云此皆從蒙古字譯出極爲俚俗昔宋子京修唐書凡唐時四六奏疏悉改爲散文意欲變今從古固屬屬高之過乃宋景濂等修元史於此等詔詞不稍加潤色竟以之編入本紀毋乃太草率耶抑或有意存之以見當時之鄙俚耶

【書(下)】

史傳中に極しき俗語を用ひる者有り。唐書以前は多くは見ざるも、惟だ齊書に、文帝豫章王疑の第に幸し、須臾宋の長甯陵の隧道由り過ぎ、帝曰く「我便ち是れ他家の墓内に入りて人を尋ぬ。」と。薛安都傳に「京師に百里の地無し。若し勝つ能はざれば、便ち當に拍手笑殺すべし。」と。北史に、宇文文化及許善心に謂ひて曰く、「我好く你を放たんと欲するに、乃るに敢へて此くの如き不遜。」と。又化及李密に謂ひて曰く、「我と你とは相殺の事を論ず。」と。隋書に、太子勇曰く、『阿娘 我に一好婦女を與へず、亦た是れ恨む可し。』と。舊唐書鄭瓘傳に、瓘將に相を拜せんとするを聞きて曰く、「萬一此くの如くんば他人に笑殺せられん。」と。史思明將に死せんとするに曹將軍を罵りて曰く、「這の胡我を誤らしむ。」と。宦官劉季述 昭宗を廢するに手に銀槌を持ち上の罪を數へて云ふ、「某事、你我が定めに從はず。」と。此の數語皆俗語を以て文に入れ、此の外は更に見えざるなり。宋・遼史に至り乃ち漸く多し。遼史の伶官羅衣輕傳に、興宗嘗て太弟重元と雙陸し、時に重元に異志有り。羅衣輕局を指し寓諷して曰く、「雙陸癡する休れ、你と都輸去するなり。」と。又、羅衣輕詼諧を以て將に殺されんとす。太子曰く、「打譚する底是れ黃幡綽ならずや。」と。聲に應じて曰く、「兵を行ふ底是れ唐太宗ならずや。」と。乃ち笑ひて之を釋す。宋史俗語尤も多し。邵雍傳に、程顥 雍と數を論じて謂ふ、「先生の數は只だ是れ一倍を加ふるの法のみ。」と。雍驚きて曰く、「大哥、怎ぞ恁地く聰明なるか。」と。又、謝良佐曰く、「富鄭公身は將相を兼ね、堯夫只だ將に小兒と做さんとす。」と。良佐又程頤に謂ひて曰く、「一年只だ今の矜字を去得するのみ。」「仔細檢點し得來たれば病痛盡く這の裏に在り。若し這の病を按伏し得ば、方に進み向かふ處有り。」と。張覺傳に、蔡京 覺に謂ひて曰く、「覺り得たり眼前盡く是れ面諛して官職を脱取し去る底人。」と。王珪傳に、葉祖洽 儲を建つるの日を追論し、珪 李清臣に語りて云ふ、「他れ自家の事、外廷當に管するべからず。」と。蘇雲卿傳に、漕・帥謂ふ、「朝廷張魏公に仗り此の事を了はらんとす。」と。雲卿曰く、「此の事恐る怕るらくは他未だたるを得るに便しならず。」と。施全傳に、全秦檜を刺さんとするも執へられ、檜曰く、「你是れ心風莫きか否か。」と。

全曰く、「我是れ心風ならず。滿朝都虜を殺すを要む。你偏に虜と和するを要む。故に此れ我你を殺すを要む。」と。汪立信傳に、立信賈似道に謂ひて曰はく、「平章、平章、瞎賊今日更めて一句を説くも得ず。」「今江南に一寸の乾淨の地無し、我去りて一片の趙家の地を尋ねて死を上るのみ。」と。文天祥傳に、天祥燕に至り、阿合馬左右を顧みて曰く、「此の人の生死我に由る。」と。天祥曰く、「殺すを要むれば便ち殺せ。道甚ぞ你に由らん、你に由らず。」と。又、元史の泰定帝即位の一詔、全て蒙古文を翻譯するに係る。今録出して以て一時の文誥の體を見さん。詔に云ふ、「薛禪皇帝憐見す可き嫡孫・裕宗皇帝の長子・我が仁慈の甘麻刺翁翁の根底は、晉王に封授せられ、成吉思皇帝の四箇の大幹耳朵及び軍馬を統領し、達達の國士も都付來せらる。薛禪皇帝の聖旨を依著し、小心謹慎せり。但だ凡ての軍馬人民的の不揆、甚麼尙當裏も、正道を遵守し行ひ來たるが上頭、數年の間、百姓安業を得。在後、完澤篤皇帝我をして位次を繼承せしめ、大幹耳朵も委付し了はり來たる。已に委付し了はりし大營盤も看守し、兩箇哥哥の曲律皇帝・普顏篤皇帝、姪の碩德八刺皇帝を扶立す。我が累朝の皇帝の根底は、異心を謀らず、位次を圖らず、本分に依り、國家と與に氣力を出だして行き來たり、諸王哥哥兄弟每、衆百姓每も也た都理會せるなり。今我が姪皇帝生天し了はり、麼く道ふ、『迤南の諸王・大臣、軍上の諸王・駙馬・臣僚、達達の百姓每、衆人商量し、大位の次宜しく久しく虚しくすべからず、惟れ我是れ薛禪皇帝の滴派、裕宗皇帝の長孫、大位次裏坐地の體例有るに合し、其餘の争立の哥哥兄弟も有る無し。這の般其の間に晏駕し、整治に比及して以來人心測り難く、宜しく百姓を安撫し、天下の人心をして奮きを得しむべし。早に這裏即位に就け』と。提説が上頭に、衆人的心に從はん。九月初四の日、成吉思皇帝の大幹耳朵の裏に於いて、大位次裏坐了す。衆百姓每をして心安んぜしむるが上頭、赦書行ふこと有り。云云。」と。此れ皆蒙古字より譯出し、極めて俚俗爲り。昔、宋子京唐書を修め、凡そ唐時の四六奏疏は悉く改めて散文と爲す。意は今を變じて古に從はんと欲するも、固より好高の過ぎたるに屬す。乃ち宋景濂等元史を修むるに、此れ等詔詞に於いて稍かも潤色を加へず、竟に之を以て

本紀に編入するは、母むし乃ろ太だ草率ならんや。抑も或ひは意有りて之を存し以て當時の鄙俚を見さんとするか。

【語注】

○文帝豫章王……『南齊書』卷二十二、列傳第三、豫章文獻王疑傳に見える。○京師に百里の……『南齊書』に薛安都傳無し。『南齊書』卷二十八、列傳第九、垣榮祖傳に薛安都の語として「今京都無百里地、莫論攻圍取勝、自可拍手笑殺。且我不欲負孝武。」と有る。○宇文化及許……『北史』卷八十三、列傳第七十一、許善心傳に見える。○化及李密に……『北史』卷六十、列傳第四十八、李密傳に見える。○太子勇曰く……『隋書』卷四十五、列傳第十、房陵王勇傳に見える。○黎將に相を……『舊唐書』卷一百七十九、列傳第一百二十九、鄭綮傳。○史思明將に……『舊唐書』卷二百上、列傳第一百五十一上、史思明傳に見える。○宦官劉季述……『舊唐書』卷一百八十四、列傳第一百三十四、楊復恭傳に、「十一月六日、季述矯詔以皇太子監國、遂廢昭宗、居東內、奪傳國寶授太子。昭宗以何皇后宮嬪數人隨行、幽于東宮。季述手持銀槌、於上前以槌畫地數上罪狀云『某時某事、你不從我言、其罪一也。』其悖逆如。」と有る。○遼史の伶官……兩事とも『遼史』卷一百九、列傳第三十九、羅衣輕傳に見える。○邵雍傳に程……邵雍は、『宋史』卷四百二十七、列傳第一百八十六、道學傳一、邵雍傳に傳有り。但し、程顥と數を論じた話は見えない。典據未詳。○謝良佐曰く……富鄭公は、富弼のこと。『宋史』卷三百一十三、列傳第七十一、富弼傳に傳有り。また、謝良佐は、同卷四百一十八、列傳第一百八十七、道學傳一、謝良佐傳に傳有り。「富鄭公」云々の語は、兩傳とも見えず。典據未詳。「一年只だ」云々の語は、謝良佐傳に、「與程頤別一年、復來見、問其所進、曰、『但去得一矜字爾。』」と有る。「仔細檢點」云々の語は、謝良佐傳に見えず。典據未詳。但し、『朱子語類』卷第一百一、程子門人、謝顯道に、「問、『人之病痛不一、各隨所偏處去。上蔡才高、所以病痛盡在矜字。』」曰、『此說是。』(人傑)と有る。○蔡京覺に謂……『宋史』卷三百七

十九、列傳第一百三十八、張鷟傳には見えない。典據未詳。但し、『朱子語類』卷第一百一、程子門人、楊中立に、一問、龜山出處之詳。曰、蔡京晚歲漸覺事勢狼狽、亦有隱憂。其從子應之自興化來。因訪問近日有甚人才、應之愕然曰、『今天下人才、盡在太師陶鑄中。某何人、敢當此問。』京曰、『不然。覺得目前盡是面諛脫取官職去底人、恐山林間有人才、欲得知。』應之曰、『太師之問及此、則某不敢不對。福州有張鷟、字柔直者、抱負不苟。』と有る。○葉祖洽儲を……『宋史』卷三百一十二、列傳第七十一、王珪傳に見える。○漕・帥請ふ……『宋史』卷四百五十九、列傳第二百一十八、隱逸傳下、蘇雲卿傳に見える。○施全傳に全……『宋史』に施全傳無し。但し、卷三十、本紀第三十、高宗本紀七に、『紹興』二十年春正月丁亥、秦檜入朝、殿前司軍士施全道刺之、不中。」と、卷四百七十三、列傳第二百三十一、秦檜傳に、『二十年正月、檜趨朝、殿司小校施全刺檜不中、磔于市。』と、施全の名が見えるのみである。典據未詳。但し、『朱子語類』卷第一百三十一、本朝五、中興至今日人物上に、施全刺秦檜、或謂岳侯舊卒、非是。蓋舉世無忠義、這些正義忽然自己身上發出來。秦檜引問之曰、『你莫是心風否。』曰、『我不是心風。舉天下都要去殺番人、你獨不肯殺番人、我便要殺你。』（賀孫）と有る。○立信賈似道……『宋史』卷四百一十六、列傳第二百七十五、汪立信傳に、『時襄陽被圍危急、立信上疏』……』。』迺移書似道、謂『……』。似道得書大怒、抵之地詬曰、『瞎賊狂言敢爾。』蓋以立信目微眇云。尋中以危法廢斥之。咸淳十年、大元兵大舉伐宋、似道督諸軍出次江上、以立信爲端明殿學士・沿江制置使・江淮招討使、俾就建康府庫募兵以援江上諸郡。立信受詔不辭、卽日上道、以妻子託愛將金明、執其手曰、『我不負國家、爾亦必不負我。』遂行。與似道遇蕪湖、似道拊立信背哭曰、『不用公言、以至於此。』立信曰、『平章、平章、瞎賊今日更說一句不得。』似道問立信何向。曰、『今江南無一寸乾淨地、某去尋一片趙家地上死、第要死得分明爾。』と有る。○文天祥傳に……『宋史』卷四百一十八、列傳第一百七十七、文天祥傳には見えない。典據未詳。○秦定帝即位……秦定帝即位の一詔は、『元史』卷二十九、本紀第二十九、秦定帝本紀一に見える。なお、清の方濬師の『蕉軒隨錄』卷十二にこの即位詔を載

せ、「詔文由蒙古古語譯漢、俚俗太甚。本朝重爲校正、改云『朕考晉獻武王、色辰皇帝之嫡孫、……。』と清朝に再譯された文を載せている。

【現代語譯】

史書の中に激しい俗語が用いられた例がある。『唐書』以前にはそれほど多くは見られないが、わずかに『南齊書』では、文帝が豫章王蕭嶷の屋敷を訪れるのに、必ず宋の長寧陵の隧道を通過しており、文帝が、「私は結局他家の墓地内を通じて人を尋ねている。」と言った。また薛安都傳には、「都には百里の地も無い。もし勝てなければ、手を叩いて笑い轉げてやろう。」とある。『北史』では、宇文文化及が許善心に、「私は折角お前を解放しようとしたのに、それなのにどうしてこのような不遜な事をするのか。」と言った。また化及は李密に、「私とお前とは互いに殺し合うことを論じた。」と言った。『隋書』では、太子勇が、「母は私に一人のいい女も與えなかった、これもまた恨んでしかるべきだ。」と言った。『舊唐書』の鄭綮傳では、鄭綮が（自分が）宰相に任じられると聞いて、「萬が一任命されたなら、世の人に笑われるだろう。」と言った。また（史思明傳では）、史思明が死ぬときに曹將軍を罵って、「このえびすが私を誤らせたのだ。」と言った。（楊復恭傳では）、宦官の劉季述は昭宗を廢位させた時、銀槌を手持って昭宗の罪を數え上げ、「あの事も、お前は私の言葉に従わなかった。」と言った。これらの數語はどれも俗な口語を文章に用いており、これ以外に例は見られない。『宋史』『遼史』になると次第に多くなってくる。『遼史』の伶官（樂人）羅衣輕傳では、興宗が以前、太弟の重元と雙陸せうりくをし、その頃重元には二心があった。羅衣輕はその局について、「雙陸ではばんやりしてはいけません、あなたまでも負け取られてしまいます。」と遠回しに諷刺した。また羅衣輕が冗談によって殺されそうになったことがあった。太子が「お前の妄言は、黃幡綽（唐玄宗の樂人）ほどではないな。」と言った。それに答えて羅衣輕は、「太子

の用兵も、唐の太宗ほどではありませんね。」と言った。興宗は笑って彼を許した。『宋史』には俗語が最も多い。邵雍傳では、程顥が邵雍とが數について論じ、「先生の數はただ數をかぞえるだけのものでしょう。」と言った。邵雍は驚いて、「大兄はなんとまあかくも聰明でありましょうか。」と言った。また謝良佐は、「富弼はその身に將・相を兼任し、邵雍などは子供のようなものだ。」と言った。謝良佐はさらに程頤に、「この一年は、ただこの矜という字を取り去っただけです。」「細かく調べてみて、病痛のほとんどはここにありました。もしこの病を抑えることが出来れば、新たな方向に向かうでしょう。」と言った。張翥傳では、蔡京が張翥に、「氣付いたが、私の周りは皆媚び諂って官職を得ようとする者ばかりだ。」と言った。王珪傳では、葉祖洽が太子を立てる日について追論した際、王珪は李清臣に、「それは皇家の事であって、外のものが關わるべきではない。」と語った。蘇雲卿傳では、(豫章の)漕司と帥司が、「朝廷は張(浚)徳遠を頼りにこの事を解決しようとしている。」と言った。雲卿は、「このことは恐らく彼が簡單に解決出来ることではないだろう。」と言った。施全傳では、施全が秦檜を刺そうとしたが逆に捕らえられてしまい、秦檜が、「お前は頭がおかしくなったのではないか。」と言った。施全は、「私はおかしくなってなどいない。朝廷にいるもの皆が、北虜(金)を殺そうと思っっている。お前はやたら北虜と和睦しようと思っっている。それ故に私はお前を殺そうと思っただ。」と言った。汪立信傳では、汪立信が賈似道に、「大臣、大臣、この瞎賊め、今日もう一つ申し上げてよろしいか。」今江南には少しもまともな地はない。私は趙家の故地を尋ねてから死ぬだけだ。」と言った。文天祥傳では、天祥が燕に行った際、阿合馬は左右を顧みて「この者の生死は私の手中にある。」と言った。天祥は、「殺したいならさっさと殺せ。道はどうしてお前に寄るものか、お前などには寄らん。」と言った。また、『元史』の泰定帝が即位した際の詔は、全て蒙古文を翻譯したものである。今ここに書きだして、當時に於ける文誥の體というものを明らかにしたい。詔に、「薛禪皇帝が可愛いがられた嫡孫であり、裕宗皇帝の長子であり、我が慈愛に満ちたる甘麻刺父上はそもそも、晉王に

封授され、成吉思皇帝の四つの大幹耳朶と軍馬を統率し、蒙古の國土をみな與えられた。薛禪皇帝の聖旨に準據し、小心謹慎した。全ての軍馬・人民のいかなるものも、あらゆる物事も、正道を遵守して行われており、數年の間、人々は生業に安んじることが出來た。その後、完澤篤皇帝は私にその（晉王の）位を繼承させ、大幹耳朶も與えられた。すでに與えられていた大營盤をよく監督し、二人の兄である曲律皇帝・普顏篤皇帝、甥の碩德八剌皇帝を輔佐した。我らが歴代の皇帝はそもそも、異心を起こさず、帝位を狙わず、本分に從つて、國家と共に氣力を奮い行動して來た。諸王である兄弟たちや、人々もまた、それを理會している。今我が甥皇帝が世を去ったので、このように言う。『南部各地の諸王大臣、軍中の諸王・駙馬・臣僚、蒙古の人々、みな協議し、皇帝の位は長い閑空位にすべきではなく、私は薛禪皇帝の嫡流にして、裕宗皇帝の長孫であるので、位に就く體例に合っており、位をめぐつて争う兄弟もいない。このたび先帝が崩御し、治理に及んでは人心は測り難く、よく人々を安撫し、天下の人心を安寧にさせなければならぬ。急ぎ即位せよ。』と。こうした言葉を受けたため、人々の心に從おう。九月四日、成吉思皇帝の大幹耳朶に於いて、大位に即位した。人々の心を安んじるため、（別に）敕書を發布する。二云云。』と。この詔は全て蒙古字から譯出したもので、極めて田舎びたものである。昔、宋（祁）子京が『新唐書』を編修したとき、すべて唐の四六文の奏疏はみな散文に改めた。意圖としては今の文辭を昔のようにしたものであるが、そもそも好尚なことを好みすぎたのである。宋景濂たちが『元史』を編修する際に、これらの詔に少しも潤色を加えず、すっかりそのまま本紀に編入したのは、なんとも粗略な行いではあるまいか。それとも何か意圖があつてこの詔敕を保存し、それによつて當時の卑俗を表そうとしたのであらうか。

（佐藤 良）